

一、亥の子の日、髪を結ふと片髪禿げる。

一、指で蛇を指すとその指が腐る。

一、蛇の食ひ残しを喰ふと眼が悪くなる。

一、頭に旋毛が二つあるものは亂暴者だ。

一、尻を頭に被ると身長が伸びぬ。

一、人の口真似すると口が切れる。

一、錢を踏むとゼニガサが生きる。

一、妊娠中に針を刺すと、産兒の耳邊に針穴ができる。

一、女が柿を跨ぐと肩に腫物が出る。

一、白の目をよく掃除せぬと眼が悪くなる。

一、鼠の喰ひ残しを喰ふと眼がよく見える。

一、女が柿を跨ぐと眼が悪くなる。

一、白の目をよく見ると眼が悪くなる。

一、耳が痒いと善い事を聞く。

一、長泣きすると尾が生える。

一、廁で唾を吐くと眼が悪くなる。

一、欅を跨ぐと脇下が臭くなる。

一、欅を食ふと聲になる。

一、まむし指で腹を撫でると腹痛がとまる。

一、便所へ裸で入るとなまづ禿になる。

一、妊娠が昆布を食ふと頭髪の黒い兒が生れる。

一、足の裏を搔くと貧乏する。

一、額の廣いものは出世する。

生死に關するもの

一、葬式の際盛り物とした墓子を食ふと長命する。

一、葬送の時、列が切れるときもなくまた死人がある。

一、死人のある際その家の屋根に上ると凶事がある。

一、三月十六日事祝ひの著飾りを屋根に投げ上げそれが上向くとその家の男

一、妻の妊娠中に薪を掘ると猪口の兒が生れる。

一、夫婦の何れか一方が死ぬと生き残った一方が三年間に不幸になる。若し無

事に經過したら必ず長命する。

一、死人のある際その家の屋根に上ると凶事がある。

吉凶に關するもの

一、庚申の日に生れた兒は盃みをする。

一、初産の時、その夫が在宅すると次の産にも夫が在宅せねば兒が生れぬ。

一、産兒の顔を雑巾で拭つて覆ふとその兒は人おめせぬ。

一、神社の鳥居の上へ石を投げ上げ、その石が頂上に載れば男の子が生れ、下

に載れば女の兒が生れる。

食物に關するもの

一、冬至に南瓜を食ふと中風せぬ。

一、大豆の皮を剥いて食ふと、死んでから鬼が石の皮を剥かす。

一、南瓜があまり多く生ると不幸がある。

一、汁かけ飯を食ふと金比羅の神が嫌ふ。

一、梅干の種を水中に棄てると水難に遭ふ。

一、茶を多く飲むと色が黒くなる。

一、豆殻をこぼさず食ふと長者になる。

一、飯を食つて直に寝ると牛になる。

一、飯を一杓子で盛ると不吉だ。

一、味噌が腐るとその家に凶事がある。

吉凶に關するもの

一、他行する時、途中で蛇、又は蛇、が右から左へ横切る時は吉事がある。

一、から右へ横切れば凶事がある。

一、牛が馬に糞を撒して居るのを見ると吉、又來客がある。

吉凶に關するもの

一、妻の妊娠中にその夫が洗濯を作る、生れる兒の耳邊に綱の形ができる。

一、妊娠が大事を見る、生れる兒に赤恥かできる。

一、妻が妊娠中に夫が病氣に罹ると全快せぬ。

一、女が牛の綱又は牛具を跨ぐと難産する。

一、妻の妊娠中に薪を掘ると猪口の兒が生れる。

一、夫婦の何れか一方が死ぬと生き残った一方が三年間に不幸になる。若し無

事に經過したら必ず長命する。

一、死人のある際その家の屋根に上ると凶事がある。

一、二人で火を吹き合ふと一方が死ぬ。

一、三月十六日事祝ひの著飾りを屋根に投げ上げそれが上向くとその家の男

一、女噺きの悪い時は死人がある。

一、死人のある際その家の屋根に上ると凶事がある。

一、幼児が死ぬと早く此の世に再生するやうに位牌を作らぬ。

一、死人のある際その家の屋根に上ると凶事がある。

- 一、艮に針のある樹を植えると不吉だ。
- 一、艮の方の張つた建造物は不吉だ。
- 一、住宅より高い附屬建物があると凶事がある。
- 一、外出する時履物の猪が切れると不吉だ。
- 一、不必要的湯を沸らせるのは不吉だ。
- 一、午後に火を焚いて火を吹くと惡事がある。
- 一、鶴が夜鳴きすると不吉の兆だ。
- 一、雌鶴が啼くと不吉だからその鶴を殺せ。
- 一、手拭、又は縄を拾ふと不吉だ。
- 一、井戸に、桶又は縄を落すと凶事がある。
- 一、普請中の椅子の下を通ると不吉だ。
- 一、ウドン華の花が咲くと大吉事か大凶事がある。
- 一、片袖づゝ二日に縫ふと凶事がある。
- 雜**
- 一、嫁入する時、途中で葬式に逢へば幸福だ。
- 一、履いた草履が先端から破れるとその人は必ず親孝行である。
- 一、屢敷の乾の隅の張つた建築ばよい。
- 一、上棟式に雨が降ると仕合せがよい。
- 一、嫁取、蟹取の日に雨が降るとよい。
- 一、轉宅に雨が降ると「降り込む」と云つて歎ぶ。
- 一、女が夜道を歩く時頭に針をさして置くと電がさゝぬ。
- 一、南天の木で作つた箸で飯を食ふと齒痛が止まる。
- 一、墓場で倒れた時は、穿いて居る履物を棄てぬと死ぬ。
- 一、天照皇大神のお札を踏むと、膝で居ても毒蛇に咬まれる。
- 一、足袋を穿いて寝ると母に早く別れる。
- 一、新宅を本宅の前に建てると本家が貧乏する。
- 一、雨の降るとき北向いて吃的眞似をすると眞の吃となる。
- 一、女が鶴卵の皮を跨ぐと白血長血になる。
- 一、女が砾石を跨ぐと石が割れる。
- 一、亥の子の日、大根島に入ると根が太らぬ。
- 一、女が鶴卵の皮を跨ぐと白血長血になる。
- 一、女が砾石を跨ぐと石が割れる。
- 一、夜中に笛、又は口笛を吹くと盜人が来る。
- 一、田植する際、植分れすると悪い。
- 一、猫を殺すと七代祟る。
- 一、裏口から他人が出入すると貧乏する。
- 一、元旦に泣くとその年中泣き続ける。
- 一、火を弄ぶと小便近くなる。
- 一、佛に供へたものを鶴が呑へるとその鶴が人に飛びつく。
- 一、火を焚きながら歌をうたふと馬鹿になる。
- 一、昆布を焼いて食ふと書が拙くなる。又七代貧乏する。
- 一、火中へ爪を投げると餓鬼になる。
- 一、魚釣りに蟹が初めて釣れると獲物がない。
- 一、獵師が狩當に味噌漬を入れると獲物が無い。
- 一、三毛猫が老ひると化ける。
- 一、電が東向きの家は繁昌する。
- 一、鬼門に井戸がある家は悪い。
- 一、鼠が居らぬやうになる火と事がある。

- 一、男が女にまたげられると出世ができる。
- 一、一枚の着物を多勢で縫ふと悪い。
- 一、縄を燃やすと思ひ事が叶はぬ。
- 一、火事の時女の腰巻きを擴げると火を防ぐ。
- 一、硯を逆にして墨を磨ると硯が割れる。
- 一、新しい下駄を便所に履いて入ると下駄が壊れる。
- 一、友引の日に葬式すると葬ひが續く。
- 一、手拭を火で乾かすと貧乏する。
- 一、流星が見える間に「夜這ひ星金奥れ」と三度繰けて云ひ得ると富貴になる。
- 一、酒に酔ふた時縄を枕にすると酔がさめる。
- 一、客を早く歸さうとする時は縄を逆に立て手拭を被せる。又煙管を縄子の棧の下から三つ目にかける。又客の下駄に炎を据ゑる。
- 一、竹に實の生る年は機縫だ。
- 一、子供の誕生にその兒を篋の中に坐らせ、種々器具を置いて兒が真先に手に取つた器具によつてその兒の最適の職業が知れる。たとへば兒が鉋を取れば大工、劍を取れば軍人にするといふ。
- 一、月の七日に旅立ちするを忌み、九日に歸ることも不吉として嫌ふ。
- 一、お染風が流行すると「久松留守」と書いて入口に貼る。
- 禁厭**
- 一、建築をする時には縄をその場所に張る。
- 一、麻疹流行の時は入口に「秋すんだ」と書いて貼つて置くと麻疹に罹らぬ。
- 又「鎮西八郎爲朝の宿」と書いたり佐々羅三八宿」と書いて貼るのもある。
- 一、鰐、鰐、などの尾を入口に張りつけ置くと病魔が入らぬ。
- 一、咽喉に魚の骨などが刺さつた時は喉の門で咽喉部を擦る。又、裸體にな

つて象牙の機で咽喉を逆に撫で『鶴の咽喉』と三度繰り返し稱へる。

一、鼻血の出る時それを止めるには盆の辻の頭髪を三本抜く。

一、山で働く者がその年中天狗魔神に冒されぬやう正月の初山に餅をその山に持つて行き山神に供へる。

夢 の 吉 因

一、長いもの(蛇など)の夢見は吉だと云ふ。

一、牛に角で突かれた夢は吉となす。

一、葬式に關する夢は總て吉なりと。

一、多く鱗ある者の夢は吉なりと。

一、人が死んだと見れば善しと。

一、清らかな水の流れの夢はよしと。

一、鶴龜に關する夢は長壽すると。

一、魚の多く捕れる夢は不吉だと。

一、富士山の夢は吉とす。

一、茄子の夢は吉とす。

一、前商が抜けたと見れば目下の者と死に分れると。

一、奥齒が抜けたと見れば長上の者と死別する。

一、草取の夢は不吉。

一、田舎の夢は不吉。

一、虹、縁に關する夢を見ると災難がある。

一、鱗のない魚の夢は悪い。

一、筍の夢は不吉。

一、潤水の夢は不吉。

怪 講

本郡に特異なものとはあまりに無い。多くは一般的のものであるが、その一班を記して置かう。

八せんに照る日なし

天一天上に雨降らず

ツチに入つて天氣なし

朝夕立に川越すな

四つ時笠とるな

十方ぐれに風吹かず

寒さひだるさ苗代時

彼岸過ぎての夢の肥

蚕の四月蚊の五月

うまひ物は宵に食へ

一、同じ人の夢を三度重ねて見れば不吉。

一、大病人が健康になつて居るのに出逢つたと見ればその病人が死んで居る。

一、魚釣の夢は不吉。

一、子が生たと見れば家族が死ぬ。

一、竹が繁茂して居る夢は勇み事がある。

一、地震の夢は悪い。

一、電光の夢は官祿につく。

一、牛、馬などに追はれると見れば吉事がある。

病は口から

ひもじい時にまづい物なし

茶腹も一時

秋茄子は嫁に喰はすな

醫師不養生

茶飲み人屑

可愛い子に旅をさせ

似たもの夫婦

人の口に戸がたゝぬ

小供と餅はひどく當れ

搾ゑ脾食はぬは男の耻

男やもめに姐が生く

女やもめに花が咲く

二十後家は立つても四十後家立たぬ

安物買ひの鼻おとし

着りや着寒い

なまけ者の節句働き

親辛度子樂孫乞食

乞食の子も三年経ては三つ

六十の手習ひ

盜人捉えて繩を拘ふ

阿呆が世を持つ

轉んでもたゞ起きぬ

碌ぐに通ひつく貧乏なし

播磨の連れ小便

幕神濟んで醫者迎へ

竹八月に木六月

柿に雪折れなし

蓮うちは盆に廻る

損して徳とれ

爪で拾ふて筆でこぼす

捨てる神ありや捨ふ神

頭がまはらにや尾がまはらぬ

暖簾と腕押し

可愛けりや叱れ

榮耀に餅の皮剥ぐ

我身抓つて人の痛さを知れ

痛し痒しのかさあたま

痛い上の針

石の頭巾

色とばくちは思案の外

八月大名

二十八日は降らいでも盛る

細くても櫻の棒

土用前か寒前か

隣のものは香ばしい

土用ごく日數からし

長者三代つゝかず

夜北朝こち雲南(豐年の相)

高い所へ土持ち

大根のふろふき

竹の皮で口切る

譬へごとゝ牛の尻がせは外れさうで外れぬ

總領の甚六

袖の下からもまはる子は可愛い

そゝり觀音色樂師

月夜に提灯日和に參

寝る子息災親だけ

七重の膝を八重に折る

七つ八つは道の草でも憎む

娘三人あれば屋根の棟が落ちる

能ある鷹は爪かくす

苦髮樂爪

今日は人の身明日は我身の上

布施ない經に袈裟おとす

子供は風の子

五月の節に青夢無し

江戸は人の描き溜め

朝虹に川越すな

あるてからこぼれる

秋の日は戌亥に餓の及

さはらぬ蜂は蟻さぬ

器用貧乏人世

虫送り

農家の行事であつて、日は一定して居ないが、稻の植つけを了つて間も無くに各部落毎に行はれる。これは、稻の害虫を遠くへ送り出してしまふ意味で行はれるのであつて、頗る鄙びた行事である。先づその村（或は町）で「虫送り」の日が觸れられると、農家は鎌々に松明を持つて（耕作の田の渺き家は一人或は二人、多きは數人）鎮守社の境内に集合する。

陽が西に沈んで暮色が鎮守の森に稍濃くなり初める時分、神官は鎮守の神を拜し稻作の豊饒ならん事を祈り神前の燈明の火を取つて之を鎌々所持の松明に移す。此の時、その村名或は町名を記した高張提灯が真先に鳥居を潜つて出る。それに續いて、麥藁を束ねて作り紙の裳束を被せた人形——源平時代の風俗で飾り馬に乗つたもの——を青竹の先端につけ高く差し上げ『實盛御上洛、稻の虫お供せい』と單調な節をつけ繰返しく稱へながら出る。そのあとから鉢、太鼓、法螺貝等を打ち立て吹き鳴らし囂して行く。松明を持つたものは鳥居を出ると忽ち村中に亂れ散つて、我田、我田の周囲を『お供せい／＼』とうたひ松明を打ち振り打ち振つて廻る。その火光が水田に映つて壯麗な觀を呈する。廻てその田を廻りいると皆は人形の行くあとを追つて村外れまで行き、そこで人形も燃え残りの松明も一つにして焼き棄てる。その火が巨大な篝火となつて夕空を灼く。この行事はいつから初まつたのか起源はわからぬが多分何かの傳説に因つたものであらう。一見頗る滑稽な事のやうだが、現今稻の害虫を驅除する一方法として誘蛾燈を點するなどから考へ合はすと、此の行事は大いに理に適つたもので、大勢の人が鉢太鼓法螺貝などで羽虫を驚かせ、松明の火で誘ふて篝火で焼き殺す、つまり一種の害虫驅除方法である。近年あまり行はれなくなつたが、村によつては引き續き毎年行つて居るのもある。

病人平癒祈願の宮参り

病人があつて、それが危篤に陥つたとき、その病家のある町（小字）内、又は村、或は垣内（一村内の中の一部分）の者が揃つて氏神に参詣し、お百度を踏んで病人の平癒を祈願することがある。これを稱して單に『宮参り』と云つて居る。一同がお百度を踏み了つてから、一本の扇子を氏神の社殿の屋根上に投げ、それが高く飛んで屋根上を越した時は病人平癒する兆とし、若し扇子が中途で落ちるか屋根の半で止まる時は、病人の壽命は終つた兆だと稱して居る。此の『宮参り』をして貰つた病家では、参詣してくれた人々に雑魚を肴として酒を出すのが例である。

田谷の盆踊

いつ頃から始まつたのか詳でないが、隨分古くから『田谷の盆踊り』と云つて有名である。音頭取りは美聲の者のみを選み、平素練習を怠らない。踊り手は村一般の若い男女である。陰曆七月十五日阿彌陀堂の庭に『音頭場』を造り、それに紅提灯などを吊り、午後七時頃に太鼓を打つて合囃とし、音頭取、踊り手皆集合する。音頭取は『音頭場』に在つて太鼓を敲き節面白く音頭を取る。踊り手は音頭場を圍んで圓形

『えんどんかんどん』と云ふ者もある。この名稱の起りもこの行事がいつから始まつたと云ふこともわからないが、北條の栗田では今も毎年行つて居る。

これは、毎年陰曆正月五日に、交互で村の人が五人宛出て栗田の權現社の東にある釋迦堂を清掃し、釋尊を祭る一つの式とも云ふべきもので、この日、木片で作つた農具、即ち鍬鋤、唐鋤、鎌、臼、等種々のもの（大きさ四五寸程で兒童の鞄具のやうなもの）を多數に青竹に括りつけ、それを堂に飾り、栗田上在の人々が集まつて經をとなへる。それが了ると同時に笛につけてある農具を子供達が争ふて抜き取る。

そしてまた別に、俗にうるしの木と稱する樹を長さ一尺程に切り、それに、幅二寸長さ四寸程の白紙に朱で玉の繪を描き墨で『釋迦のとう』と記したのを挿んだものを多數に作りこれを釋迦像の前に供へて後、農家へ配る、農家ではこれを苗代田に建て、害虫驅除のお守りとする。

この堂の傍には一つの靈水がある。如何な旱にも水涸れず如何なる大雨にも清澄である。昔は毎年七日盆にその井戸を清め百姓祭と云ふのを行つたさうだが、今は廢されて居るからあり、數年前の旱魃にも村の人々が本尊を池の堤に持ち出し降雨を祈つた。

この堂の傍には一つの靈水がある。如何な旱にも水涸れず如何なる大雨にも清澄である。昔は毎年七日盆にその井戸を清め百姓祭と云ふのを行つたさうだが、今は廢されて居る

に並び音頭に伴れて手振り足取り一様に亂れず圓を畫いたまゝ緩かに音頭場を廻つて踊る。その様式は殆ど他の盆踊と大差ないが、動作の輕妙は他に及ぶものが無い云はれて居る。

以前は音頭も踊りの手振りを案出して可なり變化を見るに至つた。斯くして逐年盛大になりつゝあつたが、風俗問題から取締りが嚴重になり徹夜する事を禁せられ、その場で酒食する事も廢せられた爲、遂に漸退的になり今では全く見られなくなつた。

玉野（富合村）のケンケラコ

陰曆七月十六日の夜、玉野村字市場垣内の者が松火を持ち山枝村の高地にある塚まで行つて『佛迎へ』と稱し松火を振りながら玉野村に歸る。山枝村の高地にある塚と云ふのは、往古鍛冶屋垣内に幾人の鍛冶工があつて、その鍛冶工の元締をして居た男が臨終に『我死なば玉野村全村を見渡し得る處に葬りくれ』と頼んだので死體をそこに葬つたのだと云ふケンケラコンとは鍛冶工が金を鍛へる時の槌音をそのまま名稱にしたものらしい。これは約二十年程以前までは毎年行はれたが今は廢絶して居る。

えんろんかんろん

そしてその井戸は今同地の酒造家が醸造用に専用して居る。

高室の俳優

當播磨國内では『高室俳優』と云ひ、他國では『播州俳優』と云つて居る。この北條町東高室の俳優は、元祿の初め頃に、大阪から一人の俳優が本郡の東高室村に流れて来て、村の若者によく芝居の話を聞いて聞かした。そして話に身が入つて來ると、せりふや身振りまでして見せた。若者達は喜んでその話を聞き、遂にはせりふや身振りでも覺えてしまつた。覺えて見るとそれを實演して見たくなるのが人情で、何かの機会に村内で演つて見た。それが評判になつて近村にまで『東高室の若い衆は芝居がうまい』と噂された。そしてその頃、今の賀茂村山下で氏神の鳥居か何かの上棟式があつた時余興として聘せられ蓮小屋で演つて見せた。それが大變な大當りで『高室俳優』の名が一時に高まつた。高室俳優の起りはそれからだと傳へられて居る。

その時分の主な俳優は、政八、条八などで、それらは天晴名優と云はれたものださうである。

恰度その頃、高室村に『高崎播磨』と云ふ有名な陰陽師があつて、それが土御門家から播州以西三十三ヶ國の易道師として許しを受けて居た。その高崎播磨は神主をも兼ね、神社の

祭禮等には祭式を行ふ傍ら『面かけ』と云ふのをよく演つた。面かけとは今の『萬歳』のやうなものであつたらしいが、その面かけが、高室俳優の芝居に壓倒されるやうになつたので、高崎は面かけに出る際人氣のおこりかけた高室俳優を伴ふて芝居を演らることにした。それで高室俳優の名は一層喧傳された。

後、文化年間に赤穂郡の某村に祭禮か何かあつて、その餘興に高室俳優が聘せられ芝居を打つた。それがまた素晴らしい人氣で十日間も打ち續けた。それから近國にまでその名を知られ彼方此方と招聘されて『播州俳優』の名をます／＼高めた。爾來高崎家は一座の頭取格で國內は云ふに及ばず備前、美作其他の近國を興行してまはつたが、高崎家は以前からの關係で土御門家へわたりをつけ、毎年銀二十五匁づゝを御所へ納め、土御門家から毎年提灯を下げ渡された。その提灯を巡業の度必ず真先に押し立て、興行地に乗りこんだものであるつまり、その提灯で大いに威勢をつけたのであつた。

その當時の主な俳優は、定八、喜十郎、繁八などで、もう『東高室の百姓藝人』ではなく、一かどの俳優であつて、何れも土御門家からのお聲がありである『高崎』姓を名乗つて何處へでも堂々と乗り込んだ。その威勢は今でも想ひられる。(高室俳優が實川とか、嵐とか、中村とかの姓をつけたのはすつと後の事である)

かうなつて來ると東高室村百二三十戸の誰もがもう鋤鋏とつて十掘りなどして居る氣がしなくなる。青年は云ふまでもなく子供までが俳優を志願する。遂には一村の男殆ど全部が俳優となり、勘七座、新造座、金藏座、國造座、福造座、已代吉座、など七八座もあるやうになつた。この時にはもう陰陽師高崎家は絶え(高崎家の邸あとだけは今もある)各座獨立して各地を巡業して居た。

この高室俳優の最盛期は今から六七十年以前であつたが、小六座、金藏座、勘七座、綱助座等最も知られ、中國、四國近畿、遠くは北海道までも打つてまはつた。これらの俳優が到る所で重寶がられたのは何處で如何なる藝題を注文されても『それは知らぬ』と云つたことがないことで、どんな藝題を注文されても院本であるものなら何でも演つてのけた。たとえ稽古などして居ないものでも、頗智でうまく胡麻化してしまふ。そしてあまりへマを見せない。それはこの村の俳優の誇りでもあつた。

かうして村中の男殆どが俳優となつたので、その女房などはまた囃し方或は衣裳方となつて座について出る。即ち亭主は俳優、女房は囃し方、または衣裳方、子供は子役と云つたふうで、一家揃つて巡業に出るのも尠くなかつた。

維新後、明治三四十年頃までの間に、最もよく知られた俳優は、筒井勘七、藤川瀧三郎、嵐小六、市川綱助、福岡若松

嵐小定などであつたが、その當時この小村から八十余人の俳優が出て居たと云ふ。それが、漸次に減少したのは明治二十七八年の戰役後で、更に著しく衰微を見だしたのは日露戰爭當時からである。それは、一般が戰争に熱して居て芝居など一向顧てくれない、巡業に出来ても興行が思はしくない、その一方では所謂新派劇が非常な勢力を張り、舊劇を壓倒したためなどで、そこへもつて來て村人の中に『當村の田地四十余町のその半が他村の人の有となつてしまつたのは、農村であるこの村の人々が農業を棄て俳優などになるからだ。これでは村が潰れてしまふ』と農業振興を説きだしたものがありそれに共鳴するものも多くなつたからでもあつた。

さうして高室俳優は漸次衰微して今では座も一二本しかなく、俳優の數も三十人足らずとなつて居る。参考として高室俳優に關する古文書を左に錄して置く。

御領知名勝舊跡圖會下書拔

東高室万歳藝

御武運長久國土農穀五穀豐熟諸病平愈ノ祈禱ト唱万歳藝元

錄年中ニ始而是ヲ行ヒ候節但馬生野御代官ヨリ銀山爲繁榮

被召寄舊例ニ依リ今ニ毎年正月元日出勤イタシ候其頃免許

無之候而ハ他國出難成候付 土御門家之御免許ヲ請ヒ播洲

一國陰陽道觸頭高崎播磨ト名字頂戴夫ヨリ播磨座ト唱追々

万歳職兼職之儀如舊例可相勤

相増七組ト相成今七座ト申習ヒ狂言振ノ所作ヲイタシ諸國

浦々迄モ頼ニ任セ廻リ申シ候 (文久二年)

土御門殿御免許寫

播磨陰陽道觸頭役之事

加西郡東高室村

高崎 播磨

右之者 任 故播磨例具表觸頭被仰付候御捷之趣無懈怠可

勤仕者也仍令

土御門殿

延享甲子年六月十五日 家司奉之

許 狀

一、呼名可謂播磨事

一、可着鳥帽子事

一、可懸木綿手綴事

土御門殿

東高室万歳藝

播州加西郡東高室村

高崎 播磨殿江

於禁中、共千秋万歳之例有之間天長地久之御祈禱彌以可勤者也。

土御門家

延享甲子年六月十五日

藤原政春奉

播州東高室村

高崎播磨殿

撻

一陰陽家行事之外不可修異法事

一不可與他爭事

一雖爲相續之子代替於本所改可預 免許事右之條々堅可相守者也。

土御門殿

文化年十一月廿七日 家司奉之

播州加西郡東高室邑

高崎播磨

玉野村の俳優、猿廻し、人形つかひ 富合村

玉野には藤川巴と云ふ名優があつた。それは七十年程以前六十余歳で死んだがその閲歴等詳細に知るを得ない。たゞ『玉藻前』の七化を演することが最も得意であつたとだけ云ひ傳

折 紙

萬歳職兼職之儀如舊例可相勤候於禁中自昔千秋萬歳之例有之間

天長地久之御祈禱代々可勤者也

天保十年亥十二月

土御門殿 陰陽道

御役所

播州加西郡玉野村 一崎近江 従

御當家御配下

土御門殿 阿波道

御役所

播州加西郡玉野村 一崎近江 従

御當家御配下

土御門殿 阿波道

御役所

へ居る。

この村には昔藪崎宇兵衛と云ふ遠廻しがあつて、それは毎年紫宸殿に召し出され妙技を天覧に供して居たと云ふ。上京の折は道中船などに他の乗合を許さず非常な權勢を持つて居たと傳へられるが、それについての詳細は不明である。

また玉野村には天保の頃市崎近江亟（一名勝之進）と云ふ人形つかひがあつた。自ら日本第一諸藝の司操の元祖と稱して居た。これも東高室の高崎播磨と同様土御門家から祈禱師としての許しを得て居たものである。それは左の文書によつても證し得る。

月 日

一崎近江

從

公儀被仰付候御主意ヲ以僨約取締方左ノ通

一、着服ノ儀男女共布毛綿麻ニ可限帶襟襤除襟掛ケ其外茂都而織物卷物縮絨絹之類ハ小切ニ而茂相用候儀決不相成候但毛綿タリ共花美目立候品ハ勿論壹人ニ付價壹匁以下之品相用ヒ可申候惟子ハ壹尺ニ付價壹匁又貳分以下之品

可相用候

一、女髪飾之儀櫛笄簪之類銀細工籠甲朝鮮類ハ素ヨリ堅ク停止都面目立候儀致間敷候木竹之類可相用候

但金粉蒔繪無用猶又笄真鑄ニ而細工無之分ハ苦カラズ

尤モ壹本ニ限リ候事

一、女蓄ク、リ絹縮絨並ニ金銀之尺長等相用申間敷候

この外にも土御門家から一崎近江に與へた書が一二ある。この一崎近江の時分から明治維新前後には玉野村には二十五日（の藝人があつたと云ふ。

参考古文書

風俗についての参考として古文書の二三を左に録して置く。

儉約取締書御請書並ニ取締書御請書

天保十三年壬寅年六月 加西郡國正村

但儀キ人ハ握飯ニテ事濟候様可致事

三獻看二種ニ不可過
附リ村方披露之儀村役人並ニ組頭其組合ニ而事濟候様可致候尤酒三獻ニ限り大器取扱不申看右ニ準シ可成丈手輕ク可致事

一、婚禮ヲ始諸祝儀贈答之儀無用ニ候得共無據分ハ手輕ク致成ダケ料物ニ而事濟候様可致候

一、男女出生ニ付產着祝ヒ遺シ候儀親兄弟ニ而無據相贈リ候儀ハ格別之事ニ候得共着服ノ儀今般被仰出候通相心得決而分限ヲ踰ヘ申間敷候薄縁懇意之間柄ハ聊之品タリ共堅ク無用ニ候事

附リ出生祝ヒ配リ物右ニ準ジ近親之分ハ手輕クイタシ余ハ一切可爲無用候却而内祝之心得ニテ他分ハ諸事相互ニ贈答可爲無用候

一、男女初節句飾リ輶等可成丈龜品相用可申事但近親之分手輕キ品贈リ候儀ハ格別ニ候得共成丈ヶ手輕ニ可致候近親之外都而可爲無用候猶又祝ヒノ配リモノ右同斷之事

附リ右ニ付客招キ候儀一切無用ニ候事

一、葬式之儀者相互之事ニ候間成丈ヶ失費少ク候様取計可致候近年猥リニ酒食ヲ費シ風儀宜シカラザル村方モ有之趣相聞ヘ候間急度相改實情之取計ヲ以猥成儀無之様可致候勿論可爲禁酒事

附リ仕上ト唱ヘ一汁一菜之龜膳ヲ出シ候儀ハ格別尤

禁酒

一、葬式送リ之節忌掛リ之外大勢見送リ致間敷候附リ寺院ハ且那寺之外誦經相斷可申儀前ニ被仰出候通可相守候

一、年忌法事之儀ハ相應之經營ヲイタシ志ヲ失フベカラズ身元相應宜シキ者ハ一汁三菜迄ハ心任セタルベク候

附リ客招キ候儀忌掛リ親類之外無用但恩儀厚キ間柄之者ハ志ニ任スベク候得共成丈省略可致候

一、伊勢講參下向酒迎ヒ近來脈騷々敷致シ候村方モ有之由向但シ近親師弟之間ハ格別之事

一、伊勢講ヲ始其外諸講之儀一汁一菜ニ可致事

一、伊勢參宮致シ候者御祓ヲ配リ候ハ心ニ任スベシ土産物一切無用尙又錢別留守見舞酒迎等可爲無用候尤近親之分ハ後神妙ニ致シ騷々敷儀致シ間敷候事

一、神社佛閣參詣之節モ右ニ準シ成タケ可致省略候

一、温泉湯治之儀ハ無據養生之事ニ付上湯之節土產物可爲無其關係計リ取遣リ致シ候儀ハ格別成丈可致候

一、温泉湯治之儀ハ無據養生之事ニ付上湯之節土產物可爲無用候猶又見舞之品取扱無用尤音信之儀者可爲勝手候

一、家土藏其外普請石築棟上等之祝ヒ手輕ク致シ隨分可致省略候事

但石築之儀者普請之分量ニ隨ヒ人數ヲ限リ候而不用之人數罷出申間敷候

一、村々若輩モノ風儀ヨロシカラザル村方モ在之候由都而仲間ト申事徒黨之筋ニ相當リ御法度之事ニ候間天明年中被仰出候通相守宜シカラザル風儀相止候様可致候若輩者トテユルカセニ致シ置候得ハ其者モ追々家持ニ相成一村之風儀ニ拘リ候様相成候事故若此以後風儀宜シカラザル趣モ在之候ハモ無用捨可致取計候

一、掣取嫁取披露之節若輩者ヨリ祝樽入致シ又若輩者ヲ招キ酒飯振舞致シ候儀先年令停止候處間々相ユルミ候村方モ有之趣相聞ヘ不埒之事ニ候一同急度相止候様可致候

一、遊藝歌舞伎淨瑠璃踊之類惣而芝居同様人集從公儀堅ク御禁制之上ハ彌急度相守リ可申候且神佛開帳又ハ他村ニオイテ角力芝居淨瑠璃等興行致シ候節相互ニ若ヒモノ仲間トシテ飾リ物或ハ花环差出シ候事在之由元來若ヒモノ仲間令停止候上ハ右様之儀決而不相成事ニ候條相心得可申候

一、カクセント唱ヘ忍ビヤカニ寄集リ徒ニ飲喰イタシ候儀致間敷候若右様不行儀之儀致シ候者在之候ハモ無用捨急度可申付候

猶久宿致シ候者ハ別段嚴敷可申付事

一、盆之踊リ三夜ニ過ベカラズ酒一切無用タルベク事

一、往來筋之村方旅籠屋致シ候者宿料高直無之様可致候猶又

晝支度煮賣之儀飯汁其外龜菜之類一ゼン代拾貳文以下ニ而相賄候様イタシ高直之品類決而賣出シ申間敷候右ハ旅人差支爲無之ニ候條其外餅壽シ麵類等之商賣堅ク差留可申事

但シ往來筋ニ無之村方ハ煮賣之儀決而致間敷候

一、村々ニオイテ酒請賣致シ候儀差留可申事

但酒造屋無之村方ハ其村方之辨用ヲ以請賣々捌候儀ハ勝手ニ任スベシ尤請賣商ヒ致シ候者之勝手ヲ以商賣致

シ度旨申出候儀不相成候猶又酒造屋並ニ請賣共入呑決而致ベカラズ尤旅人ハ格別ニ候得共酒之外肴ト唱ヘ煮賣決而致間敷候

一、戸店商ヒノ儀村内重タル大祭禮之節下直之果物龜菓子ノ類ハ格別其外何事ニモ堅ク差止候事

但右之類ハ不益之品ニ付平日ニ商ヒ差止候ハ勿論ニ候得共往來筋之村方ハ其土地之辨用ニ隨ヒ村方之評議ニ任セ候事

一、生魚商賣差留可申事

一、上菓子商賣差留可申事

一、男日傘相用ヒ間敷候事

但醫師ハ格別之事

一、女日傘之儀白張ニ限リ候事
但尤日傘之儀モ何時停止被仰出候義モ難斗候間其段右心

得可致候

一、蛇之目傘相用ヒ申間敷候事

一、不似合之遊藝ニ日ヲ送リ或ハ人集致シ不益之業ニ金銀ヲ
費シ候儀等嚴敷停止被仰出候條急度相慎可申候

一、同職同商賣之者太子講或蛭子講杯ト唱ヘ仲間組合集合イ
タシ候儀差留可申事

一、手拭染模様付等差止候事

一、男女肌布湯具近來素生を亂シ染地ヲ相用ヒ候モノ在之候
由甚心得違之事ニ候今般古來之形ニ復リ染地相用申間敷

右ハ前ニ被仰出候儀ニ在之候處近來猥ニ相成全體世風ニツレ
追々奢侈ニ押移候ニ付今般儉約質素之風俗ニ復リ候様嚴重被
仰出候條、御主意之趣ヲ以銘々身之程ヲ相辨ヘ分限ヨリ内輪
ニ致シ不益非禮薄情之儀無之様相心得身上相續之儀大事ニイ
タシ餘分有之候者ハ難儀人ヲ相救ヒ村方不及衰微候様常々和
順に申合專農業出精イタシ凶年之備ハ勿論農具其外出火防方
之道具迄モ手宛致シ安氣ニ渡世相成候様村々ニオイテ能々取
締可政候儉約質素可相守旨は迄ニモ相達シ置候得共猶又此度
申渡候條急度相守可申候若此上ニモ不相用者有之候ハバ無用

捨咎可申付候其節ニ至リ致後悔候而モ其詮無之儀ニ候間心得
違無之様役人中ヨリ毎々可申諭候召仕之者へハ主人ヨリ可申

聞候万々違犯之者有之候ハマ村役人迄届可爲越致候

寅六月

右之通被仰渡奉畏候依而御請書印形仕奉差上候以上

天保十三壬寅年六月

取締書御請書

一、郷方御役人様今般御廻村之節御達之御趣意ヲ以村々取締
方左之通

一、百姓之印形庄屋所ニ預ケ置申間敷儀ハ前々ヨリ被仰出
候處疎ケニ相心得候者モ在之哉紛敷儀出來候事モ有之候
由以後村役人ニモ決而預ケ置申間敷候猶又印形取候節ハ
能々入念可申事
一、緣談ノ組之儀取極以來何村誰方ニ取組仕度旨村役人ヨリ
申出差障リ之儀無之候ハマ及熟談候様可致候引越引取共
相濟候上ハ□手形早□□れ相片付人別帳増減可致候等閑
ニ致シ置不都合之儀出來及迷惑候様之儀間々有之候事ニ
候間初□申出候節ヨリ能々取調べ不正之儀無之様入念候

儀者不及申取遣リ放手形決而憤弱ニ致間敷候

一、出奔人有之候ハバ早々御届可申上候村方帳面相除候後若
立躰リ候共村内ニ片時モ不留置追出可申候尤心得違不調
法ノ儀實ニ相改善心ニ立歸リ候儀無紛村方迄入帳致度旨
申出候ハマ容易ナラザル義ニ候得バ委細以書付奉願上御
裁判ヲ請候様可致候

一、御地頭御役人様御通行之節ハ不及申都而御家中様途中ニ
而茂無禮之儀無之様可致候

其外他方ニ而モ帶刀之御方ヘ無禮無之様會釋可致候村役
人ハ支配請候役柄ニ候間是亦失禮之儀無之様可致候

一、村方參會之節村役人差圖之通早々寄合村役人續而祖餌席
順差別相立不行儀無之様可致候

一、村境其外村内田畠山林等境目等閑ニ打暮候ヨリ紛敷場所
出來及爭論候儀間々在之候以後平年改不分明之場所無
之様致シ置無之候ハマ自ラ爭論ハ出來申間敷候每歲相改
候様可致候

一、道橋常々心付往來人難儀無之様可致候

一、名前人ニ無之同家住之者私ニ金銀借用相願候節親之身代
ヲ目當ニイタシ貸遣候者モ在之由ニ候不心得之事ニ候勿
論部屋住之者ヘ金銀貸遣候儀ハ不相成何レニモ不爲之筋
ニ候間内分ニ而金銀借用之筋ハ決而取替致間敷候尤心得
違而名前人之外内分ニ而金錢其外何様之品ニ而モ貸遣シ

相滞候儀申出候儀ハ無之候得共若右様心得違之儀有之相
顯候ハマ其筋取調双方共不埒之段急度可申付候
一、他村出火之節場所倘方不精之村方モ在之由不人情之事ニ
候見聞次第走附方可致出精候
右ハ兼而被仰出候儀ニ在之候得共猥リニ相成候村方モ在之
候ニ付前條之通箇條ヲ以相達候都而御法度之儀ハ御條目之通
リ相守一同心得違無之様取締可申候

寅二月

右之通リ被仰達奉畏候依之御請書仕奉差上候以上

天保十三年二月 國正村百姓

頼平次、清吉、
茂吉、四郎平外七十二人

年寄 六右衛門
庄屋 九郎太夫
大庄屋 奥印

御役所様

御儉約御書下ヶ連判帳 西劍坂村

天保十三年五月

一、高持百姓タリトモ耕作手入之事下人ニマカセ不置草履ニ
テ相マハリ由断ナキ手入申付ベク候

一、村役人並五人組之儀村内百姓共農業精出サセ常ニ申合若

農業不精ノ者ハ田畠取上之上村拂ニ申付右田畠ハ精出シ

候百姓へ割渡シ候様申付可ク候間其段カネテ相心得可申

候

一、村役人其他百姓ノ内工事□致シ常ニ氣質ヨロシカラザル者ハ内々ニ名前訴可出候左ニ候ハゞ御糸可有之候尤當

人アダヲ不爲致様可被仰付候

一、村内鎮守祭禮ノ儀近來花美相成候處江戸御府内祭禮等モ

格別省略致候様被仰付候間右ニ準ジ在之儀尙更以前之通

嚴シク省略致可候

一、近來百姓共學問武藝且遊藝等ニ打ハマリ候儀甚ダ以テ心得達ヒ百姓ハ農業專要ニ相心得貢物滯ナク上納致候ヘバ

藝術ノ儀ハ少シモワキマヘズ候共ハズカシカラザル事ニ

候以來右跡之藝術ニ掛リ農業等閑ニイタシ候者有之ニ於

テハ急度相糸可申候

一、諸浪人ハ縱令由縉身寄之者ニテモ一夜タリトモ差置申マ

ジク候

但商人參リ逗留相願ヒ候村役人ヘ相届村役人共罷越立

合ノ上身体ハ勿論當人持參致候荷造並賣買帳面ノ様子

等マデ相糸シ相違無之聞届逗留サセ可申候

一、四國巡禮六部之僧俗ドモ通過ニヨリ來ル午迄五ヶ年之間

ハ宿致サス間敷候

一、他國神佛ニ詣其他見物等村内並近村申合罷出候儀右同断

五ヶ年間聞上仕間敷候

長柄御役所 傳 藏

加西郡印南郡申合規定

天保十三年寅七月

一、六月大阪從御奉行様御約書ヲ以テ當國村々へ被爲仰渡候

御趣意ノ上近年諸色元仕入方高直ニ相成其ノ上姦商共所

爲相加ヘ諸事高價ニ相成四民困窮仕候ニ付格別ノ御憐愍

ヲ以テ金銀利足ヲ初諸色日雇銀ニ至ル迄貳割或ハ三割迄

モ引下ゲ候様可仕段被爲仰渡難有奉存候ニ付加西郡印南

郡最寄他領打寄一過ニ不相成様左ニ申合せ候事

一、金銀貸付利銀ノ儀證文表一ヶ月一步五厘ト相認有之外爾

來滯銀有之出訴仕候ヘバ三割引ヲ以テ一ヶ月一步五毛ニ

致シ一ヶ月一步二厘ノ分ハ二割引ヲ以テ一ヶ月一步ノ利

積ヲ以テ訴狀面ニ相認メ奉願上下済ノ節ハ右金高ニ準ジ

相對用捨濟ニ可致事

但シ右ノ外一步以下ノ下歩相對ノ外ハ右月一步以上高

歩ノ引方ニ準シ用捨イタシ拵請人ヨリ理不盡ノ儀申遣

シ間敷事

一、田草賃ノ儀於村ニ高下有之候ヘドモイヅレモ去ル戌年以

來諸色ニ準ジ直上リ致シ候外此度引下ゲ申シ酉年ノ直段

渡シ申可キ事

住來手形

田安殿御領知

播州加西郡劍坂村

六五

ニモドリ其餘酒手増減等相渡シ申間敷事

一、男女日雇

男二十日 八分 秋 一匁

女二十日 六分 秋 八分

一、綿打貨

雇 貨打 壱匁一分

貨打 壱匁五分

一、雇

但シ食事ノ外禁酒ノ事

一、綿打貨

諸職人日雇去ル酉年後增直ノ外引キ下ゲ前年通リニ可致事

一、雇

但シ食事ノ外禁酒ノ事

一、男女奉公人ノ儀別紙五郡一同申合セモ有之候ヘドモ右此

度最寄申合セ奉公人返給ノ儀御定仕候ノ通リタトヘ聊ニ

テモ不奉公致シ候ハゞ丸給銀取立可申尤モ奉公人共先生

ヘノ返給相不濟内外方ニテ召抱候儀ハ不及申日雇等ニモ

召抱候儀聞届致間敷事

右相當候テ村役人ヘ届出候ハゞ早々村役人ヨリ譯立爲致可申

事

右ノ通今度惣代ノ者立會申シ合セ候ニ付村ノ末々迄行キ届キ

候様披露可致候 以上

此者主用ニ付奥州南部遠野閉伊郡板内村迄往返之者ニ御座候御關所無異儀御通シ可被下以上

飛脚 勘四郎
田安殿御領知

播州加西郡西劍坂村

庄屋喜市治

嘉永二年西四月

御關所國々御役人衆中

達作並諸色高直ニ付儉約取極之事

一、年賀祝儀之節客來有之候共一汁一菜之外賄方決而致間敷

候事

但シ右之節祝儀取遣之儀モ可相成丈ケ手輕之取計可仕

候事

一、嫁入嫁取或ハ養子贊人等之節賄方右同様驕ケ間敷取計致

間敷候事

一、佛事之節檀寺之外無據相伴人有之候トモ賄方右同様心得

倍々相勤事

一、諸參宮並湯治之節餞別留守見舞等取遣皆致間敷候事

一、小兒誕生之節祝儀並節句初同正月初之儀ハ惣領限ニ而客來ハ勿論祝儀取遣決而致間敷候事

一、祭禮客來之儀ハ年柄立直リ候迄不行事

但シ氏參リニ而無據立寄候モノ有之候節ハ有合之賄ヲ

文久二戌正月

連名

563

一、役宅之外小前參會不相成ハ勿論之事ニ而飲食杯決而致間敷候事

右ハ今般御趣意ヲ以而爲仰渡候ニ付鄙中一同申合前箇條之通速ニ取極仕候上ハ小前末々迄不洩機急度相改且又右書面之外何事ニヨラズ諸事節儉仕聊ニ而モ奢ケ間敷儀不在候様相互ニ申合心得違無之様取計可仕候萬一右箇條之通相背モノ有之候ハマ御高之有無ニ不拘無會釋急度可及沙汰爲後日一統連印依而如何

萬延元年申八月

文久戊年

博奕

諸勝負

村中取極書之事

一、博奕並ニ米金相庭附諸勝負之儀者從往古御法度之趣小前

末々之者迄モ承知仕候處近年猥リニ相成博奕諸勝負致シ候モノモ間々有之右ニ付今般村方一統申談此後博奕ハ勿論其外諸勝負相加リ候モノ壁部屋住之若輩モノタリ共村中立會其ノモノ居宅屋根ムクリ捨候約定仕候其節ニ至リ後悔致シ候トモ頓着ニ不及候約定ニ候右屋根ムクリ捨候者改心仕候儀一統及見聞迄元方ニ取返シ候儀者不相成取極候爲其村中約定書連判仕候依而如件

一、奉公人召遣ヒ之儀ニ付喰物近年猥ニ相成候趣右ハ以後急度相改古格ヲ用ヒ上下ノ差別程能取計致可置候事

一、男女老若ニ不限其外下女下男等ニ至迄近來身持不宜平生衣類且又手道具等善美之品取用ヒ候儀追々增長仕候ニ付

向後相改儉約相守リ可申候尙又飲食驕ケ間敷儀ハ決而致間敷候事

一、男女共表打之下駄相用ヒ候儀以後急度相止可申候事

一、女髮結有之趣右ハ先年モ取極有之候得共未ダ不相止様承リ候ニ付譬ヘ内分ニ而茂爲來候儀決而相止可申候事

一、女裾除或ハ襟掛トモ決而相用ヒ間敷候事

一、男女共曠衣之外絹物一切不相用事但シ曠衣タリ共分限ニ不相應之品取捨間敷候事

一、村方ニ於テ神社講相勤候節ハ御酒御供而已ニ而酒肴杯奢ケ間敷儀不相成候事

一、邑方ノモノ共鬪散之趣ニ而兩三人或五人寄合飲食イタシ候儀皆停止之事

一、芝居角力興行之儀元來法度ニ付假令村方難澁出來候節ハ村内ニ右興行ハ決而不相成無據及難澁候モノ出來候節ハ村内ニ而助成致遣スペク候事

一、從而興行之類他村々帳面或ハ書面ヲ以テ如何様頼ミ來リ候共五ヶ年間一切不取扱急度相斷可申事



562

人

物

人 物

加西郡から出た國史上の人と云ふと、後醍醐天皇を佐け奉つて鎌倉幕府の倒壊を圖った文觀僧正あるのみ、また、全國的に觀て有名の人と云ふと、明治四十年前後日本銀行總裁たりし男爵松尾臣善あるのみ、かの大坂冬の陣、夏の陣に武名を揚げた後藤又兵衛基次が、本郡下里村で出生したとの説があるけれども、それはまだ今のところその確證を得て居ない。それ以外には所謂全國的の人物を本郡からまだ今までには出して居ない。然し、地方的には、有名であり、常人に秀で、事績顯著、或は功勞者と云ふべき人物に乏くないからその人々を擇みこゝに錄した。但し、現存の人はしばらくこれを省いて、他日本誌改版の際に採録することにし、これにはたゞ故人のみに限つた。

豊田平七 北條の人で儒者である。佐藤剛齋の門人であつたが剛齋が彦根藩主に仕へてからその推舉によつて上野國厩橋藩主酒井氏に仕へた。酒井氏が姫路に移封される前歿した
(播磨鑑)

伊藤士善 北條の人で儒者である。本姓は鹽田氏、名は榮吉、字は士善、通稱文四郎と云つた。伊藤錦里の養子となつて君嶺と號した。後越前福井侯に仕へて祿二百石を食み、更

に京都に移り住み寛政八年五月二十日年五十で歿した。自治堂詩集、日本詠物詩撰、明詠物詩撰の著がある。(大日本人名辭書、田安領記)

兒嶋尚善 北條の人で醫師である。名は恭、字は頤齊、竹隱と號す。幼にして京師に入り後藤良山の門に學び歸つて醫業とした。常に善行を人に勧めまた衛生上の事をよく話した。性至孝で京都に遊學中その母から送つた書状を悉くこれを保存し、歸つて後も一もこれを散逸せず、母歿後はこれを無上の紀念として持つて居たが、自身歿後それが散逸するを憂へて二百餘通のその書状を北條町の五百羅漢境内に之を埋め、碑を建てゝ文冢と名づけた。その事栗賀藩主(神崎郡)の耳に入り國風一章を賜はつた。文化四年四月十七日年七十二で歿した。『產科母子艸』の著がある。伴蒿蹊の著に『孝慈錄』一卷があるがこれは尚善の孝狀を記したものである。

尾芝靜所 北條の人で儒者である。名は質、字は文彬、春眠又は靜所を號した。家は代々賣藥を業としたが靜所に至つて廢し、後、片桐石見守に仕へた。文化元年十一月六十六才で歿した。『靜所詩鈔』の著がある。

三枝夏畦 北條の人で畫家である。名は熙、字は子典、定六と稱した。幼より畫をよくし長じてから大阪に遊び岡田半江、矢野雪叟の門に學び文人畫家として名を知られた。年六十で安政二年歿した。

三枝水之進 北條高瀬清兵衛の三男で、三枝家の養子とな

つた。名は嚴、字は子莊、惟馨と號した。詩をよくしたまた能書家であつた。天保十五年九月田安侯の命により『與民俱樂』の四字を書し奉つたことがある。明治八年十一月行年九十三で歿した。

田能村小齋 北條の人で名は順、大野芳綱の三男である。

幼より書をよくし田能村直入の義子となつてから其技あらはれ小齋の名斯界に噴々であつた。明治四十二年十二月京都で卒した。

大野芳綱 その碑銘に左の如くある

風流韻事世濟其美如乙山大野翁者世所希観也翁諱芳綱字子尙播州加西郡北條邑人係出於大野見家其祖萬嶺君嗜文雅與同人謀設臥遊館四方名士來遊者必迎館焉考益堂君從竹山中井先生受業々成歸鄉教育生徒館稱遷善可以見其志也翁幼好學承業々暇則探詩各山舊迹編天下可謂行萬里讀萬卷者也萬嶺君嘗僧得玄桂州寓居學茶式干君故又以茶博稱翁亦善茶傍善圍棋其室局十樂誦讀爲第一以及茶棋可謂富矣明治初爲邑校教官其教以修齊爲旨後移浪華日歿實明治二十二年九月十二日也享年七十有九門生及佛教會諸子與嫡子潤謀建碑乃乞余銘翁與先考善以及余旦翁三子三女配尾芝氏之出長子即潤次曰寛次曰順順爲田能村竹翁嗣子與余最親故不可辭銘曰

壽近八旬 孫子揖々 流風餘慶 德澤所及 修身齊家

一邦所法 名教樂地 何唯曰十

明治二十五年四月 浪花南岳藤恒選文

宮崎たか 北條町の人で貞婦である。幼時から父母に孝で長じてから夫を迎へたが不幸その夫が眼病に罹つた。しかも遂に失明した。夫婦の中には二子があつたが家事の助けとはならず自身一人が家計を立て、盲目となつて起ち居さえ不自由である夫に食事はもとより喫煙の些事に至るまでよく注意し世話し、夫に不具者たることを忘れしめるほどに盡した。それが十有七年、一日の如くであつたから遂にその事官に聞え、明治三十四年兵庫縣知事より褒賞を下賜された。本郡の有志亦相謀つて貞婦旌表會を組織し、同女が善行を旌表し紀念品を贈つた。そして遠く彰善會長高崎正風男からも頌徳状を與へた。知事の賞狀左の通り

兵庫縣加西郡北條町平民

萬藏妻 宮崎たか

資性孝順善く父母に事へ夫に貞節を守り適々夫の眼病に罹るや藥餌療養怠らず家計豊ならずと雖も承歡慰藉日夜衣帶を解かず看護其術を盡す又二子あるも家事を助くる能はず却て保護を加ふるの悲境にありと雖も聊倦厭の色なく誠意多年一日の如く洵に奇特とす依て爲其賞金貳圓五拾錢下賜

候事

明治三十四年五月一日

兵庫縣知事正四位勳三等 服部一三

後藤一眞

畑大池水利組合を起すについて献身的努力をな

し遂に北條町外五ヶ村の田地百餘町歩の乾旱の患を除いた人

である。その履歴左の如し

天保十四年九月五日本郡坂元村後藤榮治郎の四男に生る。

明治五年壬申七月第五大區第六小區副戶長申付らる。同年十

月十二日學區取調兼務申付らる（加西、多可擔當）明治六

年七月十二日地券掛附屬兼務申付らる。同六年九月依願學區

取調兼務差免さる。同七年七月廿八日學區取締兼務申付らる。同年七月三十日臨時會同に付員長申付らる。同年九月二日昌

明學校御用掛申付らる。同年十月二十日第五大區第六小區

長兼學區取締申付らる。同年八月八日第五大區第三小區副區長申付らる。同九年二月十日當今事務多端の折柄地租改正に付て

は格別勤勞を盡したりとの廉で金五圓遣はさる。（以上辭令は

飾磨縣より）明治九年二月二十四日警部事務巡查取締兼務申

付らる。同年三月三日準十三等第五大區學區取締申付らる。

同十年四月廿一日播磨國第四大區在勤申付らる。同十二年五

月廿九日加西郡北條町一等戶長申付らる。（以上辭令は兵庫縣

より）同年十月二十日加西郡書記に任但十六等官相當（この

辭令には兵庫縣大書記官從六位岡本貞奉の署名がある）同十

菅野眞齋 本姓は圓井、諱は弘祖、字は子綏、松揚と號し武助と稱した。安永二年北條町小谷に生れ、幼にして學を好み、長するに及んで安藝に赴き、賴春水と交り後京都に行き醫術を修めた。姫路藩支費高砂申義堂の建設されるや之が教授となつた。藩老河合寸翁その博學を愛し拔擢して仁壽山費の督學とした。藩士に列せられ祿百石を食むだが天保十四年九月九日姫路城内で歿した。行年七十二。彼の水戸烈公に知

られ好古堂の副督學たりし白華は眞齋の子である。

加古茂川 北條町小谷の人で、醫師にしてまた儒者である。字は文鳳、書を能くし詩に巧であつた。壯年の頃京都に遊び醫を吉岡東洞に學び、後藝州の三泊肥の吉尾に從ひ古字の奥義を極め、家に歸つて醫業を開いたが名聲高くて藩主に知られ文化年中に苗字帶刀を許された。卒したのは嘉永二年十二月十八日であつた。

高井常三郎 北條町横尾の人で機業家である。二十才の時父祖の業を繼いで綿糸の賣買をして居たが、明治初年白木綿を製織して高砂染の生地とし盛に賣出した。が、明治六七年頃商勢面白くなり一頓挫を來した。それにも届せず奮闘して明治九年に至り、阿波の國産正藍を用ひて染色光澤完全なる正紺染織を開始した。その製品の販路は三丹地方から京阪方面にまで及んだ。それから更に紺紺の製織を思ひ立ち、明治十四年大和國から熟練の職工數名を招きそれを師として多數職工に製織せしめ製品を『常盤織』と號けた。紺紺常盤織は染織意匠とも巧妙であつたから販路忽ち擴大した。それからまた普通木綿縞に紺を交織することを案出し、それを『常盤縞』と名づけ製織した。之亦需用多大で京阪方面へも輸出する額非常に多かつた。斯く逐年製產額多きを加へたので工場も漸次擴張し使用職工も多數になつた。それで明治三十二年更に亦大工場を設け發動機を据ゑ織機も新式を用ひ多額に

製織することになつた。そして日露戰役後に及んでは本郡機業界の霸をとなへるに至つた。これより前本郡機業界の統一機關の無いのを遺憾とし、同業者と圖つて加西郡織物業組合を組織し、擧げられて副組合長となり次いで組合長に擧げられた。が、間もなく物故した。氏はその工場に多數の職工を使つて居たが、それに對しては温情主義で、恰も一家族の如く待遇した。また女工の風儀の素れないやうと寄宿舎を設けそれに女工を收容し、監督を嚴重にする一方温情を以て之に臨み、餘暇ある毎に精神修養に努めしめた。また別に染色工場を設け染色講習會を開き或は検査員を常置して製品の統一を期する等用意到らざるはなかつた。本郡の機業が今日の發達を見たのは氏の努力によると云つてもよい。

山中藤太夫 賀茂村山下の出生なりと云ふ。播磨鑑に左の通り記して居る。

後藤又兵衛、山中藤太夫（加西郡山下人）姫路三階屋喜太郎是皆いとこなり、大阪陣の時分後藤又兵衛取籠りし時山中藤太夫喜太郎等追々籠城し一手の大將承る、又兵衛は左備也山中藤太夫は右備へ、五月三日の合戦に家康本陣にありけるがそこを逃落なされ候時山中藤太夫申に大將の敵に後を見せられし事末代の耻辱と申候へば其時木造大膳取て返し戦ふ大膳を打取り首を後藤又兵衛早速秀頼の御前に持出す然れ共片桐市正うらかへり城中に火

矣因相謀欲爲先生建一碑以垂其行事於不朽使雲記其概且銘之曰

一七療病 其術是仁 寸心憂國 其策是神 扁倉之侶
干城之人 天若假年 中興勳臣
明治二十八年五月 龜山雲平撰

をかけ落城せり、其後右の山中藤太夫は發心いたし播州法華山に籠り居候所に彼木造大膳が子息二人順禮し法華山に參り山中藤太夫に逢ひ段々名乗其後家康赦免被成能出紀州家へ召抱へられ代々奉公を勵し由、今山下清右衛門と云は後藤が末孫なりとかや。

藤太夫は難波戰記にある山中藤次郎と同一人か。

安積桂園 賀茂村西劍坂の人で儒醫である。その閱歷は碑に左の通り記してある。

先生姓安積氏諱啓字子發通稱量平桂園其號播磨國加西郡賀茂村内西劍坂村人其地係舊幕府親卿田安氏采地家世業刀圭考諱仁通稱恕平妣多田氏以文政十年八月四日生先生於家先生曾游於本國飾東郡仁壽學齋及備前國閑谷學齋又從岡山難波包節大阪後藤松陰緒方洪庵等諸老而學漢籍及醫術焉終襲家業其治病有奇功乞治者日益進矣先生爲人沈毅寡默不脩邊幅接人溫和而氣節壯勵安政文久年間常慨洋人采願於吾邊疆欲奮勵士氣以一掃腥氛刀圭餘力繙史書講武備畜馬匹以待緩急之用曾自製防丸鐵楯因舊姬路藩老臣河合氏獻之於藩主裕齋公其志氣亦可以想見也公以其重量命更輕之未及成功以明治三年十月十六日病歿于家享年四十四葬于村中妙嚴寺塋域配置鹽氏生一女未有男以故養其宗家喜平次三男以爲嗣配以其女繼箕裘稱曰貞齋既而又舉一男出嗣他家先生誨人懇二不倦是以受業門生成材者亦衆

長専任となつた。二十六年三月預金局長を兼、二十七年十月大本營附となり、二十八年十月日清戰役の功により勳二等旭日重光章を受けられ、年金六百圓を賜はつた。二十九年四月國債局長を兼、三十年四月理財局長に、三十二年十月從三位に陞叙、三十三年貴族院議員となつた。四月臨時秩祿處分調查局長を兼、三十五年清國事變の功により金三千圓を下賜され、三十六年十月二十日日本銀行總裁被仰付、四十一年十月二十日同總裁重任仰付られた。三十九年四月一日、日露戰役の功により勳一等旭日大綬章を受けられ四十一年九月二十三日勳功により男爵を受けられた。東京で卒したのは大正五年五月七日で歳七十四であつた。

文觀僧正 文觀僧正は嘗て、わが郷土から出た人物中の傑物である、即ち僧侶としては立川流の大成者であつて東寺の長者となり、醍醐寺の座主となつた。

又その革命家の素質はよく後醍醐天皇を援けて、北條氏からの政權奪還の計畫を大成せしめた。而してその反面に鎌倉末期の佛教美術家として絶大の手腕を揮つたことは、その遺品によつて明かに證明されて居る。

文觀僧正の傳は諸書散見するが、大平記には『文觀僧正と申すは元は播磨國、法華寺の住侶たりしが壯年の頃より、醍醐寺に移住して、眞言の大阿闍梨たりしかば東寺の長者、醍醐の座主に補せられて四種三密の棟梁たり』と書いてゐる。

す』(秘密辭林)と、

又佛教辭林等によれば、『京都東寺の長者、一名は弘真、俗姓生國を知らず、天台宗を奉じ、播磨の法花山並に同國賀西の北條寺に住す、性算數、卜筮を好み叱枳尼の法を修練して奇效を奏す』とし、又『高野山の衆徒に彈劾せられ諸職を解かれて甲斐に流さる、仍て配處に觀音經秘鍵を作らる、』となつてゐる。更にその爲人に就ては『古來或は有徳の阿闍梨とし、或は破戒の妖僧とし毀譽一定する所なし』としてゐる。

太平記等に依れば、元享二年春、中宮の懷姫祈禱の爲めと稱して、僧侶を召し、北條氏の政權倒壊の計畫を行はれた時には文觀は圓觀上人、忠圓僧正等と共に參内して御諮詢に預り、事顯はれて、二階堂下野判官、永井遠江守等關東武士の爲に五月十一日圓觀忠圓と共に六波羅に召し捕へられて鎌倉に送られた。その時のことを太平記にはかう書いてゐる。

『文觀僧正、忠圓僧正には相隨ふもの一人もなくて怪しげなる瘦馬に乗せられて見慣れぬ武士に打ち圍まれ、鳥がなく東の旅に出で給ふ、心の中こそあはれなれ、鎌倉までも下し着けず、道にて失ひ奉るべしと聞えしかば彼處の宿は着きても今日や限り、此山に休めば是や限りと露の命のある程も心は先に消えつべし、昨日も過ぎ今日も暮れぬと行く程に、我とは急がぬ道なれど日數積れば六月二十四日に鎌倉にこそ着きにけれ』

又秘密辭林は『立川流』『瑜伽傳燈鈔』等を引用して、其生年を紀元一九二八年即ち弘安元年とし、その沒年を紀元二〇一七年即ち正平十二年として左の如く書いてゐる。

立川流大成者、東寺長者、字弘真、初め天台宗にして播磨の人、法花山儼智の室に入り重て慶尊に隨ひて得度し、正應元年發願して文殊菩薩を信じ興福寺良恩に法相を學び、慈真に律藏を研き、二十四入密して慈真より兩部灌頂を受け、尋で醍醐山道順に隨つて付法灌頂に沐し四十六歳後醍醐天皇に謁し、翌々年二月仁王秘法を受け奉り内供奉に任す、嘉曆元年(一九八六年)傳法灌頂を授け奉り、權僧正に任せらる、元德二年瑜伽灌頂を授け奉り、中宮の產に托して北條氏を呪詛し、露はれて、硫黃島に流され、建武中興に際して歸京し、建武二年高尾山に灌頂を修し、後醍醐天皇臨幸して其賞によりて大僧正に任せられ、尊氏の京都を犯すや、脇屋義助と共に山崎に拒み、延元四年正月再び醍醐座主に任じ、六月東寺の長者に補せられ、正平十二年十月九日河内國大野金剛寺に寂す。年八十、付法二百餘人あり、僧正盛に立川流を唱へて諸聖教を偽作し、東寺長者たるを以て、高野山の衆徒之を禪勅したこと寶鏡抄に出づ、世に立川流の大成者と稱せらる。但し醍醐山歴代及、傳燈鈔には此の事なくして最も有徳の阿闍梨となす。是れ南北朝の争亂時代なれば一方の史料をのみ以て断すべから

かうして文觀達は鎌倉に着いた上で侍所に渡され詰問を受けた。文觀は容易に自白しなかつたが、苛烈な拷問に堪へ難ねて遂に自狀したので硫黃ヶ島に流された。

北條氏滅んで天皇隱岐から歸り、功臣達にはそれぐ恩賞が與へられ、文觀も召されて義の日の功に依つて、少なからぬ恩賞に預つた。

其後文觀は、財を蓄へ、權勢を張り、洛中には文觀の徒と稱するものが數百人に及び、文觀參内の時には輿の前後に數百騎の兵をして警護せしめて大路を横行するといふやうな豪奢な生活を一時はやつて居たらしが建武の亂が起ると同時に文觀の榮華は夢の様に消えた。

峯相記に依ると、

法華山一乘寺講堂供養の記事があつて『正和文保の比當山前住侶宇都宮の長老宿願にて二階九間の講堂を造り改め正中元年十一月二十七日上棟、建武二年十月十四日文觀上人弘真を以て供養し畢ぬ、西國第一の大堂也』とある。

又元弘三年權律師待春の書いた『書寫山行幸記』には『凡於增位法華兩寺行幸者、無先規例之上者、不可申御供之由、内々於宿坊被之由、兼有其間、雖然於法華寺者御供奉之由披露臨時之御計歎、將又文觀上人御祈禱僧故歎』是等の記録によつても文觀と法華山との關係は略相像せらるゝであらう、文觀が講堂の供養に來たのはその全勢時代で

所謂故郷に錦を飾つたものであらう。

次に加古郡氷丘村常樂寺々記によれば、人皇八十八代後深草天皇の御宇正嘉二年八月暴風吹き荒み同二日洪水横溢して堂宇悉く流破したのを文觀の手によつて復興し、佛閣を元の如くに造營し、衆徒十八ヶ寺、座坊五十六宇嚴然として再興し、寺領三百石を拜受したとあり、「文觀慈母堂、三基今安養坊の下在新井流の上に昔小野文觀大僧正當山常樂寺中興開基の由にて、慈母を此處に葬る。即ち中尊は母の塔也といふ。西脇は法眷の塔也といふ中尊塔碩文曰『正和四年乙卯八月日』とあり、又此塔の下に横三尺に長六尺の石函を埋む、其中に壺一個有、壺の中に黄金の器あり、其碩文に曰く『寶生山常樂寺院主文觀大僧正芥比丘弘信爲母遺骨納之』とあることを加古郡誌にも載せてゐる。之によつて考へるのに文觀の生國はやはり播磨であり、僧侶としての修業は先づ法華山に於てなされたものであらうことは略疑ふの餘地がない。然し乍ら正和四年は文觀の母の沒年ではないからこの塔は恐らく慈母の生前何か祈願の意味で建てられたものであらう。又黄金製の骨器の頑文によつて考へるのにこれは慈母の没後に納入せられたものであらう。慈母の沒年は、京都教王護國寺(東寺)に現存せる文觀筆の文珠菩薩畫像の裏書によつて明らかである如く建武元年五月である。

文觀僧正は後醍醐天皇の信認最も厚く、政治上宗教上共

に大なる權力を有し、かの建武中興の際の如きは特にかくれた効績が多かつたことは疑ふ餘地がない、南朝派が天台宗の寺院の間に勢力を有し、その支持應援の下に勢力を維持してゐたことは明かな事實である。たとへば笠置寺行幸と言ひ、吉野山行幸と云ひ、書寫山、法華山行幸といひ、後村上天皇が河内觀心寺及び天野金剛寺を行在所に定められた事と云ひ是等の事件は、天台座主護良親王或は尊澄法親王などによつてはやくから叡山に勢力を張つてゐた關係である事も勿論だが、裏面に於て文觀僧正が大に割策した爲めである。けれどもその傳記は諸書に断片的な記述があるのみで、纏つたものがなく、北朝に屬する、云はゞ文觀の反對派の手に成る。續傳燈廣錄といふ僧侶の傳記を集めた書などには『大僧正弘眞字文觀、姓氏國を知らず、もとは天台僧にして播州法華山中に在り』と書いてあるが、如何にも冷淡な書き振りである。

けれども文觀の人物が政治家的、革命家的であり策略家的ではさへあつた爲に、一方に於て多くの敵を作つたことも争へない。たとへば東寺の長者時代に高野山の衆徒から彈劾せられた一件などそれである。是については確な記録が存在する即ち高野山に現存せる文書『寶簡集』中に左の如き條文がある。

一、東寺長者職者、大師門徒之中、成立傑出之仁選補之事。

旨、云高祖御記、云往代舊蹟、旁以炳焉也、爰有文觀聖人者、偷廻溫職拜任之秘計、猥蹟一宗官長之名字之條密家之陵怠希代之濫吹也、輒爲異人非器之體、爭可居、嚴重崇班之位哉。且者被始置長者職以來更以不聞其例矣、所詮被停止殊音之宗務、速可被降新補敕裁之由、可致申沙汰事、

一、文觀聖人所緣仁、爲廻秘計、令登山之時、至寄宿輩者、不論院內別所、能々有糺明爲實犯仁者、永追放山上下事、

一、得文觀聖人之語、背多分評議之旨、抑私曲偏頗所存、加自義確執之意見輩出來者爲後昆禁退、早可處罪科事、

一、捧停止之奏狀、及違背之懸札之上者、不可叙用彼仁下知、堅可守衆徒評議之嚴旨事、

一、此條任一味同心之契狀、全不可有、張本縱自上方有骨張之御沙汰、而雖被尋下子細、面々存身上大事、不可見放事、

一、不可相隨彼仁下知之由、可令下知干莊家事、

右以前條々爲滿衆一同之評定而所定置也、雖爲一箇條、敢以不可違矣、若於背此旨輩者、可蒙大師明神兩界諸尊金剛天等護法善神之御治罰於違犯之身上、之狀如件、

建武二年乙亥五月日

預大法師有澄(花押)

行事人寺賴秀(花押)

年預入寺賢宥(花押)

此の文書によつても反対派の排撃が如何に熾烈であつたか想像されよう。此後北朝は僧正成功を東寺の一長者に補せられたが、南朝では依然として、文觀の長者たることを認められ、正平六年十一月足利氏北朝の皇位を廢して、南朝と和睦するに及んで、文觀の長者は建武以來繼續と認められたことは長者補任に見える所である。文觀は、隱然南朝の勢力回復に力を用ひた爲に南朝では特に優遇せられたものである。『醍醐寺座主次第』等には、文觀の人格を推賞して左の如く叙述して居る。

第六十四世弘真

本西大寺律僧、文觀房上人號之觀音、文殊積功經歲月、法驗無双之仁也、依之關東調伏御訴、自最初被綸言、多年修之條、依令露脫、被處流刑畢、硫黃島、其後不幾、天下一統之聖運開御、被答上人懲念之由、依教信異他、御歸依青、於藍、然間大法秘法度々修之、東寺一長者、當寺座主、東大寺別當、報恩院管領之始祖師再生云々。

或は『法驗無双之仁なり』と云ひ『祖師再生』と云ひ、單に政治的手腕家たるもののみではなく極めて有徳の聖僧の如く書いてゐる。

文觀の終焉に關しては河内國金剛寺の禪惠の筆によつて秘抄奥書に詳しく述べられてゐる。これによると文觀は正平十

二年八十歳の高齢を以て金剛寺に入滅した事が明かである。

即ち

同九日戌刻初點小野僧正弘眞於當寺大門往生院入滅畢行年八十

寫瓶御弟子下河原宮、

此僧正先帝當今二代御國師故御自當帝爲御計被令寫瓶了

故中陰葬禮御沙汰偏公方御計也予爲門弟隨一故記之

學頭法印大和尚位禪惠年七十四

禪惠は文觀の第一の高弟であつたがその年齢は文觀と幾何も相違がなかつた事と察せられる。

次に文觀が、佛教藝術の造詣に於ても鎌倉末期から南北朝へかけての一異彩であつたことは少數乍らその遺品によつて充分證明することが出来るのである。

京都教王護國寺(東寺)所藏、文珠菩薩畫像の大幅は南北朝

時代の遺品中屈指のものであるがその裏書には左の如く記されてゐる。

八字文珠師利菩薩並八大童子
善財童子

建武元年六月廿三日相當悲母妙法聖靈五七日以亡

者小袖爲御衣絹奉圖繪之取筆菩薩蕊藻醍醐寺座主

僧弘眞

生年五十七
法夏三十四
(花押)

奉施入東寺西院御影堂輒不可出院内者也永代安置東寺祈
令法久住大願爲祈國家御願也

建武二年十月七日 法務僧正(花押)

とあることによつて文觀の筆であることが知られ奉施入の記述者法務僧正も亦文觀の事である事も何等疑ふ餘地がない。

幅は絹本着色豎五尺七寸一分横三尺一寸四分の大幅である。藤懸靜也氏は此畫を評して、「東寺文珠畫像は世に流布するものと異なつて八大童子及善財童子を配置したのは正しく文

觀の示教によるらしく、文珠の相好は端麗壯嚴にして慈悲圓滿の姿尊く、般若の利劍はよく煩惱の障りを拂ひ、獅子王の威よく、衆生の惡業を攝伏する、諸童子の侍立する様はよく全幅の構圖を整へ麗美なる賦彩と相對應して、觀者に一種敬虔の念を起させる」と激賞して居らるゝが、氏は又「當時東奔西走して用務多端であつた文觀がかかる大幅を作製する餘暇を有したとは考へられない點もある。密教の高僧は何れも圖繪をよくし、殊に醍醐寺に在つては古來畫幅粉本甚だ多く從つて圖像を善くするものも少くなかつたやうで、文觀僧正も亦畫技に秀でたと傳へられてゐるが唯構圖の案を與へて、當時第一流の佛畫師に畫かせ、自分は主要な部分だけ取筆したものかも知れない。是を手法の上から見るも所謂佛畫師の筆になつたものであることは疑ひなく、高僧畫の一例とは成し難いものである」と論斷せられてゐる。

此外に文觀筆と稱する慈恩大師畫像、及び文觀像正作と稱する木彫の不動明王等も現存するけれども、詳論は控へて、只文觀が密教僧として、佛教藝術にも深い造詣を有した事を例證するに止める。猶ほ藤懸靜也氏の説は、國華第三百五十二號所載の『文觀僧正と八字文珠師利菩薩圖』と題する論文に據つた事を明記して置く。

佐伯編僧正 文政十三年二月八日下里村笠原佐伯與左衛門の三男に生れた。幼にして穎悟、出塵の志あり、書寫山普賢院靜然僧正の室に投じて蘊髮、明治維新の頃丹波高僧寺に移つて住し大に寺門を興隆した。後、比叡山に登り叡南の寶珠院を董し、久修練行以て遮那止觀の兩業を研鑽、その薦奥を極めた。更に錫を飛ばして吉野山金峰山寺に管領たり。耳順の頃杖錫を郷里の法華山に移し地蔵院を董し一乘寺を兼た。明治三十四年九月十七日七十六才で寂したが生前一切肉食せず妻を有せず、其性淡如物に執着しなかつた。詩をよくし書も亦能くした。

俊成大嶺 僧にして花道容真流の祖である。本郡吉野、榮次郎の子で、幼時下里村尾崎多聞寺に入り僧となつた。禪學修業の傍繪畫、花道を習つたが花道は當時盛であつた未生流の師につき數年間技を練つた。けれども、その師大嶺の技に満足せず、大嶺は「我師獨眼でありながらよく人の師となつて居る。我は兩眼を備へながら猶未だ師の許しを得ない。これ我

努力の足らぬ故だ」とし、日夜花道に精進すること亦數年、漸く師の許しを得た。が、猶それに満足せずして益々技を練り、遂に未生流の足らざる所を補ふた新流派を案出した。そして、人の勧めに従ふて京都御室御所に一流案出許可を願ひ出、召に應じて御所に至り、名人先達の前でその技を試された。その時一荷の畚に山積された野生菊を一本も残さず美事に生け丁へ並居る名人達を驚嘆させた。そこで『花道容真流』の勅許を受け歸國以來各地を巡遊して花道を獎勵し文久四年十二月十日卒した。

菅原文之介 安政二年十月三日富田村谷で生れて十五六才の頃下里村野條菅原又兵衛の養嗣子となつた。明治二十二年十九年下里村大に加西物産株式會社を設立したが、交通の便が悪かつた爲業務振はず失敗に終つた。次で同地に製粉を業とする菅高台名會社を設立し、米國から製粉機を購入し素麺を製造して廣く販賣した。この時分卒先して產米の改良を企て山田穂を獎勵しました俵裝の改良(俵に縦繩をかけ五所綿と

する)に努力し加改良米を播州米の標準たらしめた。同二十八年舉げられて下里村長となり三十一年迄勤績、同三十二年より農家の副業獎勵に意を用ひ、率先養豚を始め、それについての研究をなし一般に獎勵貢献する所があつた。

東谷實秀 京都曼殊院門跡兼法華山地藏院住職。俗姓は五百井。安政元年正月十二日本縣揖保郡班鳩村に生れ出産の志あつて元治元年九月五日十一才で書寫山妙覺院實學和尚の室に入り得度し、以來十餘年實靈法印に從ふて宗學を修め、出淵盛己田嶋藍水等の碩儒に就て漢籍を研究した。宗門にあつては實學阿闍梨に事へ四度加行を修し、承明師を仰て入檀灌頂し、覺實大僧正を拜して登檀受戒し、榮中師に遇して堅義遂業、更に寫嶽灌室に入り祖成師に依て開檀傳法した。明治三十年十月十七日書寫山妙覺院住職となり累進昇補、同二十九年大僧都に補せられた。同三十七年四月法華山地藏院に轉住、同四十一年權僧正に、同四十四年僧正に補せられ、京都府愛宕郡一乘寺村曼珠院門跡となり、書寫山壽量院松壽院如意輪寺蓮華寺圓明寺悟眞院一乘寺清水寺京都東山真正極樂寺等を兼務して至る所寺門を經營し徒弟の教養に力を盡した。その以前明治二十年から十餘年間本國宗務取締となり、同二十九年宗制寺法改正審査委員並に地方宗憲實施委員となり、同三十二年本山二等巡教師を拜命、同三十四年教學商議員に任じ大正四年七月精査局員に擧げられ、同八年四月權大僧正に補

せられ、同十二年六月精査局長に任じ、實に本宗の重鎮となつた。然るに腫物を病み京都大學病院に入り治療に手を盡したが及ばず病あらたまつて特に大僧正に昇補され大正十三年五月三日七十二歳で逝いた。

孝女きく 九會村網引のもので、老父母に至孝であつたから元文三年十一月地頭大久保出羽守から終身二人扶持を賜はつたと云ふ。孝女として播磨鑑に見えて居る。寶曆五年四月行年五十二で歿した。田安領記に左の通りある。

百姓安右衛門と申者の娘きく若年にて寡歸と相成幼少の女子一人有之父安右衛門は八十一歳母は六十五歳にて十五年以前より盲目と相成女の手業故次第に困窮に迫り妹二人有之候へ共多分の御年貢米未進につき奉公稼に差出しきく一人晝夜孤を抱き日傭稼ぎに出纏に賃錢を貰ひ両親を養ひ其身並に幼兒は木質草根を食し衣裳はつゝれの單物を着し両親には相應の身元致し候ものゝ同様に飢寒の苦を助け孝養仕候につき元文三年十一月先代大久保出羽守様へ奉願上翌未年よりきくへ二人扶持被下置其節三十六歳に相成母は長病の上元文五年病死致し候盲人の長病故看病言語に盡し難く父安右衛門延享三年九十餘歳にて病死仕候翌卯年御初入の後きく孝心の段達御上聞御先代より引續き今以てきく一生二人扶持被下置候八ヶ年後寶曆五年亥年四月五十二歳にて病死仕候二人の妹も姉きく孝心の餘澤にて相應の者へ禁付

申候孤は如何相成候哉舊記無御座候につき不相分子孫も無

御座候事

五兵衛の娘 九會村繁昌の產、父に孝心厚く地頭仙石侯より毎年米三石づゝを賞賜せらるゝといふ(播磨鑑)

淺田行知 九會村繁昌の人。本名又藏、幼名濱五郎、易山と號す。文化十年の生れで幼より學を好み姫路仁壽山費に學び、後、京都に遊んで望月氏に師事した。漢籍數學に長じ、殊に和算の奥儀を極めその名高きを以て遠近より來つて教を受くる者多かつた。中年の頃屢々大阪藏屋敷に出土し、知名の士と交遊して居た。行年五十八で明治三年三月九日沒した。門弟として葬儀に列したもの僧侶二十五人、用人以上の格ある家中七十餘人であつたと云ふ。

竹内竹窓 俳人である。本郡多加野村で、寛保二年に生れた。小童の頃眼疾に罹り遂に明を失つてしまつた。名を立々一と云つたが多分盲目になつてからの名であらう。幼兒の時の名を知るを得ない。青年になつてから加古の吉田白馬がその盲目なるを氣の毒に思つて、俳諧の道に入ることを勧めた然し立々一は『自身月雪花の色を見ることさえできない。何をなすと云ふてもそのかひが無い』と嘆じた。白馬は『さうではない。書にも云ふ通り、心眼の明かなることこそ物學ぶ者のかの欲する所である』と諭し、

心にて見るが見るなり月の色

と一句を與へた。立々一感激し且つ喜んで直に

暑さ忘るゝ風におどろく

と附けた。そして『千里の道も一步より初まるのだから、屈せず撓まなかつたら、行く所まで行けるであらう』と云つて遂に白馬の門人になつた。

初鷹やあれ棹になり柳になり

これその時の句である。それから研鑽怠りなく、別府の瓢水、姫路の岡田十磨等と交遊し、次第に得る所があつた。後、諸國遊歴の志あり、故郷を出て攝泉の地を行脚すること十餘年、此間如何なる俳人と相接したか不明であるが、盲人の彼が不自由と困苦とを忍んで、名ある俳人を訪ひ、訪はれて、斯道にその心眼を開いたことであらうと想はれる。が、猶それに満足せずして江戸に行き、深川に居を定めて竹庵吾山に師事した。彼が往所を深川に選んだのは深川は芭蕉が居した處であり、名ある俳人がその邊りに多くあつたからでもあらう。そして存義、買明、樓川、雞口などと屢々會し談論した。明和年間、官勾當に進み、後、京橋の西鍛冶町に移り、庵號を有無軒とし、竹窓と號した。其當時の彼の句に

白魚も洗へば水の濁りけり

野小屋へも御幸の沙汰や白牡丹
田の水の水になりけり秋の風
雪の中の春や五瀬より三河より

病後春に逢ふて

人ばかり死ねとはおかし花の春

それからまた、

孫の顔見たら許さん秋茄子

の句に端書して『世に唱ふ秋茄子莧の汁に搗きませて棚に置くとも嫁に食はすなと、是姑の嫁を悪んでの事と人おもへり、左にあらず、生々篇に茄子は生寒利にして女これを食すれば子宮を損ず、本艸に莧は氣を動かし中を冷す、然る時は是繼子の生せざら事を歎きての諺なり』と。或時彼の俳諧に淫するを見て嘲る者があつた。彼解いて曰ふ『杜氏に詩癖あり、瘦公に馬癖あり、盛親僧都はやんごとなき、智者なれど芋がしらを好んだ。我俳諧するも下手の一癖なるべし』と。彼はまた和歌をも嗜んだ。或時菅谷正々にその道の事を問ふて

行く秋の染めぬ木の葉はなけれども紅葉は紅葉萬は萬なり
との一首を送つた。正々これに返して

萬もみちまだ初しほの言のはに猶色そへよ露も時雨も
彼はたゞに俳、歌のみでなく、儒士を草庵に迎へて詩書の講義をも聽いた。また妻女や家兄に和漢の傳記を讀まして聽きもした。さうして心眼を廣く聞くことに努めた。彼はまた義氣にも富んで居て、他人の窮乏を聞くと必ず救ふてやつた。豊でない彼はその爲に自身が窮乏することがあつた。それで

も恵むことを止めず、自身に金の無い時は他の富む者から金を借りて施與をした。それを人が嗤ふと彼は『有餘を損して不足を補ふのは天の道なり』と云つた。文化元年八月二十五日年六十三で物故したがその辭世に、

あさがほやしばめば又の朝ばらく
とある。谷中長久寺に葬つた。彼には奇言奇行が多かつた

著書も渺くない。中にも俳家奇人談正續六卷は有名なものである。それには文明から享和に至る三百餘年間の俳人百七十餘家を擧げその吟咏と逸話とを収めて居る。叙事經妙品評明快。近世畸人傳と共に俳林の錦囊とされて居る。彼の十三回忌追善會が文化十三年に行はれたが全國の歌人俳人から手向けの歌俳が多數集まつた。

りつ女 多加野村和泉（舊名富家）の人で孝女である。田安領記に左の通り記されて居る。

りつ儀忠七と申す者の妻にて御座候、實子無く候故養子久藏を貰ひ養育仕候所程なく實子を産落し候へど養子を大切にし夫忠七へ貞節を儘し候所不幸にして寡婦と相成候、老年の舅姑へ孝行怠りなく候、極困窮の者にて孝養の手段無之候へども晝夜を分たず日傭稼に參り聊かの貢錢を以て舅は酒を好み候故日々怠らず酒を進め、姑は香しき物を好み候とてハツタイ又はウケ茶など日々品を替へ相進め晝夜の心勞言語に盡し難き次第、寛政九巳年御注進申上候所同十

二申年十月御召出しの上舅姑への孝養々子への慈愛寄特に
つき御褒美として白銀二十枚被下置候

高見淡堂 多加野村和泉の人。淡堂一に坦蕩に作る。諱は之全、字は子徳、嵩峰と號した。世々醫を業として居たが壯年時の京都に出て大川鴻の門人となり出藍の譽があつた。業成つてから歸郷し皆川淇園、中井竹山等と善好があつた。清國人胡兆清とも亦親しく、文化六年十一月行年五十四で歿した。

高見良貞 淡堂の男である。名は恭、字は子肅、玉洞と號した。少年の頃京都に遊んで山脇東門の門に入り醫を學び柴栗山に從ふて儒を學んだ。後、長崎に遊び肥後の村井琴山、筑前の龜井道載の門に入り修學し、業成つてから郷に歸り醫を業としたが儒を傳へた。姫路仁壽山醫學寮に教授となつたこともある。詩文をよくして當時の文人墨客の多くと交りがあつたが野田笛浦、野々口隆正、岡田半江、長澤雪城等その主なものである。嘉永三年八月歿した。

高見友輔 多加野村和泉の人で畫家である。年二十で京都に行き青蓮院殿に奉仕し、石田法眼園山主水に畫を習ふた。翁姓高見名長字友輔蘭室其號也父矩孝母鷹尾氏以寶曆九年己卯某月某日生翁於播州加西郡富家邑爲人溫厚篤實才亦不群農務有暇則手不釋卷專尋濂洛關閩之道學研窮不措傍涉技

流至諸子百家既且典藝末技之書苟有益於躬行則莫不三復沈潛深留其意以自奉其教兼爲子孫之誠焉而其所著詩文及書類積而爲冊盈笈尤工畫氣韵高古頗有風致其力學之篤如彼其窮綜之博如此文政十一年戊子五月二十八日病歿矣享壽七十葬于邑北故圓光寺塋之側娶本宗氏女生四男三女長竹吉繼家先翁而死次子出而繼三谷氏次龜六亦出而繼小池氏次義藏天次女亦夭次女亦夭次女嫁本宗氏嫡孫復太郎將建墓石予應而誌天保五年甲午年夏四月

三谷矩直拜撰

内山隆保 多加野村國正の人である。幼時に奥山寺地藏院に入り佛弟子となつたが、後還俗して小學教員となつた。そして郷社八王子神社の神職を兼務し勤績二十三年に及んだ。學博く德高く當時模範教育家としてその名高かつた。明治二十九年一月行年四十三で歿したがその生前、門生及び地方の有志その徳を長く頌するため碑を建てた。碑文は左の通り。訓導内山隆保君紀德碑

嗚呼此訓導内山隆保君紀德之碑也君吾播之加西郡國正村人以嘉永五年壬子二月生於其村邸入佛寺學釋典旁修漢籍明治元年辭寺歸家受漢學於丹波老儒植木玉堂翁六年諸縣有小學校之設君選爲本村雲望小學校教員兼郡中郷社八王子神社神職補大社教權中講義又爲由水小學校訓導又爲宇仁尋常小學校訓導此三校皆因其學制及等科變更而異其名耳焉其實同一校舍也二十二年辭神職專用力於校務君之首席於此校以教育

生徒凡二十三年疊々不倦衆懷其德校運益隆令茲二十八年衆議一決新築校舍庶民奮興不日成之君有爲其首席輿望益高君爲本郡各小學校試驗委員數十回又以職務繁劇受賞譽者不一而足受君之教育者至千餘人此校雖教員時有異動而皆村中生徒受君之教育以成立者而無復自外新來者故其教員公務與自家私計兩得其使焉卽土着教員也非君之盛德孚于人心勉力超千他校則何以能至此有志諸彥相謀欲建一碑勒其功德以垂於後見使雲銘之銘曰

一枝群卉 燐珣連枝 誰裁之者 內山良師 豊唯花美

其實亦成 豊唯校譽 其國亦譽

明治二十八年十二月

龜山雲平撰

中山玄航 多加野村から出て天台座主となつた人である。幼名を嘉之と云ひ、後、至岸と號した。文政十年十月十日池上の譽田嘉兵衛の長男に生れたが從一位侯爵中山忠能の猶子となつたので中山を姓とする。九歳の時寂山に登り十一歳で寶珠院に得度し顯密の二教を稟けた。嘉永五年二十六歳で明徳院の住職となり同六年國母陛下の聖忌大法要に參列し權大僧都になつた。明治維新前には一宗の存亡と佛教の興廢とに關し大抱負の下に盡粹し、明治五年三月神佛教導職を置かれた時權訓導に補せられた。ついで神佛大教院議事課に務め爾來數十年間或は滋賀縣下教導職取締となり或は延暦寺執行管長代理、一宗總會議員、一宗錄司、一宗總務局長、宗政顧

問等に歷任し、同二十七年毘沙門堂門跡となり、同三十二年天台座主となつた。その間成した事は多くあるがその中の四五を擧げると、先づ明治十二年貫主管長の判別を正したのを始めとし、崇教會の設立を企て、久邇宮殿を總裁として延暦寺の維持資を募り、宗制寺法の編纂をなし滋賀院號復舊寺祿御下賜、延暦寺法華會の復興、毘沙門堂山林復舊、等々、殊に珍しいのは明治二十六年七月英國海軍大佐フオンデスの懇請により圓頓菩薩大戒を授けたことである。明治三十三年十月病のために座主を辭し以來専ら毘沙門跡であつたが大正十三年享年九十八で寂した。

初田たか 多加野村田谷の人で善行者である。明治八年五月其夫を喪ふてから奥山寺地藏院の下婢となり至誠忠實、炊事裁縫のことは勿論農事雜事すべて主婦の無い寺院で献身的に働いた。しかもそれが三十年間と云ふ長い間のことで、一度も怠ると云ふことが無かつた。そして明治三十九年、八十二歳の高齢に達しても猶孜々として倦まなかつた。それを何人にも賞されて居たが、官、遂にそれを知つて賞金を下賜した。これと同時に、村有志相謀つて宇仁小學校で盛大な旌表式を舉行し金品を贈り、その善行を賞揚した。後三年、病を得て家に歸り靜養して居たが八十五才で歿した。知事よりの賞狀左の通り。

兵庫縣加西郡多加野村 初田たか

資性温良にして貞淑、明治八年夫を失ふや爾來再び嫁がす縣下加西郡多加野村奥山寺に仕へ爨炊裁縫より農桑雜役に至るまで一切之を處理し匪勉勞に服し勤績實に三十年の久しきに亘り至誠一貫接する者は其篤行に感ず、今茲に入十二歳の高齡に達せるも尙孜々として其業に勵み自ら老の至るを知らず德化頗る見るべきものあり洵に寄特とす仍て爲其賞金貳圓下賜候事

明治三十九年七月一日

兵庫縣知事從三位勳二等 服部一三

内藤鼎 嘉永五年二月、多加野村満久に生れた。少年の時より名有る師に就いて漢法醫學及漢學を修め、また數學をも研究し、明治七年から同十二年まで姫路及大阪で洋人に就て醫學を研究した。公務に就いたのは明治五年四月飾磨縣から學務掛を申付けられたのが初めて、同十八年までに加西郡農事通信員、兵庫縣農會員、加西郡勸業世話掛、加西郡農會員、私立多加野勸業會長、姫路大隊區徵兵參事員、加西郡會議員、加西郡醫師組合評議員、加西郡勸業會員、第三學區學務委員等を務め、更に加西郡農會長、多加野村高等小學校學務委員等を務め、同十九年には兵庫縣會議員に當選し同二十一年再選、爾來多加野村會議員、加西郡全町村學校組合議員、私立多加野勸業會長、姫路大隊區徵兵參事員、加西郡會議員、加西郡醫師組合評議員、加西郡勸業會員、第三學區學務委員等を務め、更に加西郡農會長、多加野村長、加西郡醫師會長、郡會議長等、本郡の產業、教育、衛生

に盡したことと多大である。そしてまた縣政、郡政、村政にも大いに力めた。殊に農事には最も熱心で、その貢献は大である。そのうちの一例を云へば、明治十五年頃居村満久の田圃に稻實の密生して居る穂のあるのを發見し、この尋常の稻穂と異つた穂が如何にして生きたかを熱心に研究した上『この稻を一般が作つたら非常に收穫を増す』ことを知り、その稻穂を『縹緲よし』と命名してこれを作ることを一般に奨励したこの稻が即ち『神力』と同じである。また明治三十年頃、郡内至るところの稻が枯死した時、それを調査した農商務省では『これは亞酸化鐵の被害だ』と決定しその豫防方を講じさせた。が、單り内藤鼎はそれを否定し『これは亞酸化鐵の被害ではない。稻に害虫が發生して居るのだ。その害虫を驅除せねば駄目である』とて自費で『稻病問答』と題した小冊子を多數印刷し、郡内に無料で配付した。後日果して、稻の枯死は害虫の爲だとわかつた。そしてその害虫は、浮塵子であることも分明した。これらを見ても、如何に農事に意を用ひて居たかを窺知することができる。物故したのは大正十三年七月二十四日で行年七十三才であつた。

丸山晃 文化八年芳田村下新田に生れた。温厚の人で漢學數學の造詣深かつたから四方から教を受けに來た。それに教授すること極めて懇切で、何人にも慈父のやうに敬慕されたまた俳句、和歌の道にも堪能で、吟咏が多くある。行年五十

五で慶應元年五月病歿した。明治十一年に至つてその門弟が師恩を紀念する爲碑を建てた。

眞婦きよ女 芳田村落方の百姓作兵衛の妻である。十九の年明樂寺村から嫁して來たのであるが其時既に姑はなく舅は生存して居た。その舅に仕へること至孝で、貧しい中から舅の好む食を調へやり、起臥に劬り、俗に云ふ痒いところへ手の届くやうにした。が、きよの夫作兵衛は酒癖があつて亂暴であつた。日夜働かないで酒を飲み、飲むと理非を辨せず暴行した。その爲に家計は逐日苦しくなるばかりであつた。けれども、きよは夫に對して一言の苦痛も訴へなかつた。自身一人懸命に働いて孝と貞とを盡した。或る夏の夜きよが腕の口で行水して居ると、作兵衛が又しても酒に酔ふて歸つて来て、突如鹽をひつくりかへした。不意であつたのできよは全裸のまゝ腕の中に轉び全身汚物に塗れた。それでも顔色も變へず冷水で體を洗ひ淨め、夫の前へ出て『お歸りの時迎へもせず行水などして居て済みませぬ』と詫入つた。また或時に糸を紡いで居ると作兵衛が歸つて來て、その糸車を取つて投げつけ壊してしまつた。その時もきよは己の稼ぎの道具を壊されながら一言の不平も云はず、自分の至らぬことを夫に詫びた。斯うしたことは度々で、きよは何一つ過ち無い身で夫の亂暴を受けたり苛責されたりして負傷したことも幾度あつたか知れない。それでも怨み一つ云つたことが無かつた。

つた。

今村逞之 今村惟精の子である。少年の時大阪に出て漢學及び醫學を修め、後長崎に行き蘭醫の學を修めた。その間十余年歸郷してから醫を開業した。名醫として人に知られ、遂に三草藩の藩醫となり扶持を受けた。當時逞之に就き醫を學ぶ者甚くなかった。逞之晩年になつてから醫業の傍ら私塾を開き多くの徒弟を有したが數年の後中風症に罹つて塾を廢した。文久三年五月二十九日行年七十三で歿した。

今村一郎 嘉永七年（安政元年）十一月二十八日芳田村明樂寺に生れた。先代三右衛門の時から酒造を業とし、明治十二年町村制實施の際擧げられて芳田の村長となつた。そして多數の反対あつたに拘はらず三十町歩に杉の植林をなし百年後の計を立てた。また產米改良に意を用ひ、產米検査の始まる以前に於て自家の產米を一々検査し良質のもののみを選んでこれを『今村米』と命名し攝津灘の花木甚左衛門に銘酒富久娘の醸造米として賣つた。それから『明樂寺の產米は醸造用として最上である』との評を受けたので全村に產米の改良を獎勵し、遂に今日の如く良質を以て知られた『明樂寺米』の名聲を高からしめ、酒造米として年々灘地方へ多額を輸出するに至らしめた。また縣會議員、郡會議員、村會議員等に擧げられ、縣政、郡政、村政にもよく盡した。歿したのは大正八年十月二十二日で行年六十六であつた。

た。しかも夫作兵衛が若い時に悪疾に罹つたことがあるのでその再發を憂へ、始終一里ばかりも隔つた醫師の許へ行き、内密で藥を買求め、三年の間も夫に服用させた。この孝と貞と忍堪とに流石の作兵衛も己の非を悟つて善良な農夫になつたその事遂に領主の知るところとなつて文化六年九月二十一日御藏米五俵を褒美としてきよに賜はつた。

今村惟精 寛政二年芳田村明樂寺に生れた。通稱三右衛門と云ひ大里正であつた。敬神崇佛の念深く、慈善心に富み、また公共事業にもよく盡した。同村には伊勢大神宮に輪番で參詣する『壽樂講』と云ふのがあつて今村家はその講元となつて居たが、惟精の時その講が衰へて來たので再興を期し東奔西走二千五百名の講員を募り再び盛なものにした。また多加野村國正の奥山寺の經堂を一建立で寄附し、その他諸神社佛閣に寄進した金品の額は甚だ大きい。貧しい者があると聞くと直に金品を恵み救助したことも數知れない。また、凶年に備へる爲倉庫を建て常に穀類を貯蔵して居た。公共的には溝渠道路の改修をなし村農の利便を圖つた。或年隣村と山境の争ひが起つて長くそれが解けなかつた時、連日連夜寢食を廢してその和解に努め遂に圓満な解決を見た。その事領主に知られ感賞を受けたことがある。また毎年の冬に京阪から自費で講師學者を聘し村民に忠信孝悌の道を誨へさすなど德行至らざるなかつた。卒したのは文化十年五月で歳六十二であつた。

青山雄子 歌人である。在田村殿原青山俊休の娘で、幼より學を好み、筆持つことを樂みとして居た。三人姉妹であつたが二人は他に嫁し雄子のみ家に残つた。兄も弟も無かつたので姫路の河嶋某の子を養子に貰ひ父俊休のあとを繼ぐことになつた。雄子はまだ誰にも師事しないうちから歌詠むことを知つて居たが、姫路の黒坂元靜につき歌道の教へを受けながらその天才を發揮し、後、芝山持豊に添削を請ふに至つてからますく光りを増し、更に村田春門の門下となつてから、見るもの聞くもの皆歌に詠じた。そして毎日幾首となく短歌、長歌を詠むたので遂に詠草數百巻、歌の數、十萬首を超えるに至つた。花垣一衛、野々口隆正等とも交はり互に消息を断たなかつたが年老いて後も猶日々歌を詠み、筆持つこと云ひながら字は『澄みのぼる月』と書きちがへ、更に書き直さうとしたが及ばず、筆を投げて翌二十日朝八十六才で命を終つた。雄子生前に農事にも意を用ひ、稻の雌雄を發見し

へてまし

と詠むだ。が、その年八月十四日病に罹り十九日に至つて危篤となつたので、子の正俊が傍から『名殘の歌』と云ふと、うなづいて筆をとり、口には微に『澄みのぼる影を云々』と云ひながら字は『澄みのぼる月』と書きちがへ、更に書き直さうとしたが及ばず、筆を投げて翌二十日朝八十六才で命を終つた。雄子生前に農事にも意を用ひ、稻の雌雄を發見し

多加野村満久
西在田村若井

内藤瀛太郎
柏木貞治



たと傳へられ、また、稻の雌雄を發見したのは雄子の子正俊であるとも傳へられて居る。正俊は苗字帶刀を許されて居たが、學もあり弓術にも達し、歌道にも暗くなかった。

蓬萊寶岳 在田村佐谷で文政六年二月四日に生れた。幼時地藏庵住職元龍の筆子となり、後、西野々の明光寺住職知皇、和泉村の高見花明等につき書道を學び、天保十五年二月、中富村の岩國指月庵の門に入つて俳道の教を受け、次で加東郡清水寺觀世院主是山の門人となり、更に京都に行き朝陽堂九起の門に入つて同じく俳道を研究し、それから諸國を俳行脚をして郷里に歸つた。その時既に宗匠の班に列して居た。從つて門弟も多くあつた。明治七年十一月戸長となり學校總代ともなり村治に盡したことも多々ある。明治二十五年十二月その門生等相謀つて紀念の碑を建てた。

羽里泰然 在田村上野の人で妙見寺の寺守であつた。漢學者としてその名を遠近に知られて居たので多數の門生を有して居た。門生の中には知名の士が多くある。

前記の外、左に記した人々は、明治年間に於て、自治、産業、郡政、縣政等に盡瘁し、此の地方のために功勞あるものである。

下里村尾崎 岩本勘兵衛
下里村坂本 山下亮效
九曾村田原 内藤忠三郎

雑

加西郡消防團體

加西郡で最も早く唧筒を購入し火災の時の備へをしたのは富合村の豊倉で、明治二年既に雲龍水一臺を備へて居た。消防組として組織稍完全なものゝ出現は明治二十七年創設の北條消防組であつた。火災による損害は町の方が農村よりも割合に多いのは建築物の密集上當然の事で、隨つて北條町消防組が他村の消防組よりも、より早く整備して來たのも亦當然の事である。

社會の狀態が日に月に進歩發展して行くに伴ひ、各町村に於ても消防組が追々創設され、改善され、私設から公設へ、公設から郡統一へと向上的道を辿つて來た。

使用の消火器具も亦龍吐水の簡単なのから、獨逸式英國式と進み、ガソリン唧筒と完成して來た。之れの附屬具も同様改善改良されて居ること云ふまでもない。又一面消防組の任務の方面を眺めても單に火災の警備のみならず、水害、公共團體事故、社會事故等に對して町村自治の重要補助機關として活動するに至つた。

郡内に組織せられて居た消防組は公設私設合して五十團體であつたが、昭和三年七月、大部分を綜合統一して加西郡消防協會が組織された。即ち北條、下里、九會、富合、日吉、河

内、鍛冶屋、田谷、國正、芳田、大和、西在田、在田の十三消防組が聯盟して加西郡消防協會を成したのである。私設消防組としては北條町、富田村、賀茂村、九會村等の部落に各數團ある。何故に全部が公設消防組となり協會に加盟しないのかと言へば私設よりも公設の方が経費が多く要ると言ふ點もありまた民衆對警察と言ふ因襲的な感情、命令式對親睦式とでも言ふ活動方法に對する組員の氣分……つまり或種の感情上の理由もあつての事らしい。が、之れは官私お互が丁解しあひ融合しあつて除去せらるゝ事で、何れは全部の消防組が公設となり、協會に加盟して、一致協力、其の目的を達成する事になるであらう。

先づ協會の内容を詳にせん爲に其規則の全文を掲げ、次に各町村の公設並に私設消防組の概要を記載する。

昭和三年現在消防組

町村	組名	部	清 防	組 員	
			組頭	小頭	消防手
富田村	同 同 同	北條町			
畠 烟 黒駒	横尾 古坂	北條	一	一	二
一 一 一	一		一		
ニ ニ ニ	三	ニ			
豊 呂 呂	三 呂	呂			
豊 呂 呂	三 呂	呂			
ニ 一 一	一	三			
一	私 私 私	公			
菅原 龜吉	内 藤 龜治				
					組頭氏名
					大崎喜太郎 森岡仲藏

五、在職中死亡シタルモノ

金五圓以内

六、前各號ノ外會長ニ於テ救濟ノ必要アリト認メタルモノ 金若干

第十九條 正會員ニシテ前條第一號乃至第五號ニ該當スル事由ヲ生ジタル時ハ本人又ハ事實ヲ知リタル者ヨリ本會ニ申出ツヘシ

但シ前項ノ權利ハ其事由發生ノ時ヨリ一ヶ年ノ經過ニヨリ効力ヲ失フ

第二十條 本會ハ救濟慰藉上必要アル時ハ醫師ノ診斷書ヲ徵スルコトアルヘシ

第十章 雜則

第二十一條 本會ニハ必要ナル簿冊並ニ器具等ヲ備付ス

第二十二條 本則ヲ廢止變更セントスル時ハ役員總會ノ決議ヲ要スルモノトス

第二十三條 本則施行ノ爲メ必要ナル時ハ代議員會ノ決議ヲ經テ内規ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 本會ハ必要ニヨリ兵庫縣消防協會ノ事務ヲ取扱フコトアルヘシ

附則

第二十五條 本則ハ昭和三年七月十六日ヨリ之ヲ施行ス

(北條町)

北條町公設消防組

(概要) 明治二十七年六月に創設し、始めは組頭一名、小頭一名、消防手二十八名、計三十名の組員を有したのである。當時卿筒は雲龍水一臺を備付たけれど用に堪えず、二十九年獨逸式一臺を購つた。年を経る従つて猶且不滿に感じられたので、大正九年十二月佐藤式複式一臺を購入し、獨逸式は南部支部に置く事にした。此時の購入費の半部は町負擔、半部は有志の寄附を仰いだのであつた。

北條消防組南部支部

(概要) 大正十年二月、北條町消防組の元使用して居た卿筒及附屬具を借受け、東高室、西高室、東南、西南の四部落で設置したのである。

器具の主なるものは卿筒一、綫一、水溜桶一、車力一、九桶二、ホース五、吸管一(以上借受分) 高張一、鳶四、熊手三、等である。

附 北條町私設消防組

一、古阪私設消防組概要

明治三十六年二月創設、組員は二十歳以上の青年全部で約六十名である。役員としては小頭三名あり、備付器具の主なものは腕用卿筒一、標旗一、高張一、提灯一〇、水桶二〇、鳶一四、梯子一等である。

二、横尾私設消防組概要

明治四十一年四月創設、組員三十五名、組頭は内藤恒太郎備付器具の主なるものは腕用卿筒一、標旗一、高張一、提灯五、水桶二〇、鳶五、で、掘溜二を有す。

三、黒駒私設消防組

明治四十三年四月創設、組員六〇名である。

備付器具の主なものは獨逸式新腕用卿筒一、綫一、標旗一、

然るに科學の進歩と共に機械類の改良著しく、ガソリンポンプの完全なものが出現したので、本消防組に於ては直ちに手を分けて之が購入に努力し、遂に昭和二年十月大阪錦木製のガソリン卿筒一臺、吸水管四本、ホース十三本、筒先二箇を備付け、曩の佐藤複式と共に格納庫に納めた。

機械係は毎月一日、十五日の兩日出勤し、諸種器具の手入掃除をする事をすつと以前から引續いて勵行して居る。

器具はほゝ完備したが然し水の手が不便なのを遺憾とし、各區に於て掘溜の完全なものを製作する事に力め、現在では北條區に三ヶ所。井の岡に二ヶ所、横尾に二ヶ所、立派なのが出来て居る。

現在の組員は組頭一名、小頭二名、信號擔當一名、消防手四六、計五十名である。

組頭は明治二十七年より同三十二年まで下門小平明治三十年より大正二年まで北野萬治郎、大正三年より昭和三年まで大崎喜太郎、現任西村繁治である。

備付器具の主なものは佐藤複式卿筒一、ガソリン卿筒一、綫一、標旗一、消防組旗一、高張一、ホース車一、ガソリン卿筒附屬具一式、複式卿筒附屬具一式、長梯子一、梯子一、鳶一二、熊手五、斧二、被服五〇、提灯五〇、帽子五〇、頭巾五〇等である。

高張一、提灯五、梯子一、鳶三、水桶三等、現在の組頭は菅原龜吉である。

(下里村)

下里消防組

(概要) 下里消防組が加西郡消防協會に加盟したのは昭和三年七月即ち協會設置の時であつて、四部から成立している。第一部西笠原は大正二年四月、第二部野田は大正八年十月、第三部三口は明治四十四年五月、第四部琵琶甲は明治四十四年十二月、各其部落に於て創立されたのであつた。現今の組頭は山本惠治であるが、統一に至るまでの各消防組の歴代組頭を舉ぐれば、第一部創立より大正四年一月まで佐伯太郎、翌二月より大正十年一月まで佐伯豊太郎、同二月より大正十一年一月まで三宅忠藏、大正十一年二月より同十三年一月迄佐伯豊太郎、大正十三年二月より同十四年五月まで佐伯政吉、大正十四年六月より統一に至るまで佐伯義一である。第二部は中川杉松で異動なく、第三部は明治四十四年の創立より大正七年二月まで増岡辰次郎、大正七年一月より同十年二月まで森井忠治、同十年二月より十四年二月まで森井傳吉、大正十四年二月より統一に至るまでは幸田幸一が其任にあつた。第四部は明治四十四年十二月より大正七年まで内田周吉、

大正八年より統一に至るまで岸本熊市であつた。

備付器具を記せば

第一部……唧筒一、望火臺一、纏一、標旗一、高張一、で
あつて第二部は唧筒一、標旗一、高張一、第三部は唧筒一、
望火臺一、纏一、標旗一、高張一、第四部は唧筒一、ホース
二五〇尺、水管一、器具車一、焉三、梯子一、高張一、標旗
二一である。

(九) 會 村

九會村公設消防組

(概 要) 第一部中野、第二部繁昌、第三部田原、第四部
網引、第五部桑原田、第六部下宮木によつて成立してゐる。

第一部の創立は大正二年三月三十日であつて引續き一ヶ月
一回演習會を催うして機械器具の整備並消防手活動の練習を
してゐる。器具の變遷を叙すれば創立當初腕用ポンプ一、同
車一、吸管二、ホース八、同車一、管倉一、管倉口二、水袋
十五、標旗一、標燈一、鈴鐘二、ホース入罐一、焉十二、梯
子二、ネヂ廻八、イギリス一、ポンブ覆一、雜袋三、提灯五
〇、法被上下八五、帽子八五、笛二、望火臺一、地下足袋七
五を設備し、大正十四年一月法被、股引、帽子、帶、各六五
組を増添した。

第二部は大正元年十二月創立、同四年十二月二十一日公設

に就て記せば、初め腕用唧筒一臺、ホース三百尺、吸水管二
本、焉五本、水袋五ヶ、標旗一、提灯四十五、標燈一、頭巾
六、手焉二、振鈴一を備付、大正十五年四月ホース百尺を購
入した。

附 九會村私設消防組

(一) 上宮木消防組概要

大正三年二月創設、組員二十八名、組頭西村正似で異動な
し、備付器具は腕用唧筒一、焉三、高張一、提灯二六、纏一、
ホース二〇間、吸水管一五尺一本である。

(二) 繁昌(川西)消防組概要

大正六年一月創設、組員三十二名、組頭は大正六年より同
七年十二月まで大西直治、大正八年一月より同十二年十二月
まで辻村喜一郎、大正十三年一月より同十四年十二月まで大
西周治、大正十五年一月より現任中の石野小三郎である。備
付器具は腕用唧筒一、標燈一、標旗一、提灯七、ホース四、
吸水管一、焉四、鈴一である。

(三) 繁昌(流)消防組概要

大正元年十二月創設、組員四十五名、歷代組頭を舉ぐれば、
創立當初より大正四年一月まで小谷邦太郎、大正四年一月よ
り同六年一月まで小谷常三郎、大正六年一月より現今に至る
増田政次である。器具は腕用唧筒一、吸管一、ホース三百尺、

に編入された。組頭は大正元年より同四年十二月まで淺田朋
義、大正四年十二月より昭和三年七月郡消防協會加入に至る

まで大橋八兵衛であつた。器具は私設當初は腕用唧筒一、標
旗一、標燈一、提燈三〇、吸水管二、ホース六、水袋四、焉
六、手焉三、振鈴一、梯子一、警鐘臺一、帽子法被股引各五
三を設備して居たが、其後ホース二本、法被帽子股引取交せ
五〇着分を新調した。現在組員五〇名である。

第三部は大正二年八月創設、大正五年一月公設に變更した。
組頭は大橋政太郎で變動無し。

器具は唧筒二、ホース八、吸水管四、警鐘臺は田原北部に
一(大正五年建)瓦ヶ山に一(大正十一年建)の二を建造し
て居る。現在組員七十二名を有す。

第四部は大正十一年七月私設網引消防組として創設された
ので、之れが公設に編入されたのは大正十三年一月であつた。
組頭は大正十一年七月堀井友次就任、同十二年一月西脇賢治
之に代つたが、公設認可と共に十二月辭任した。組員五十名。
第五部の創設されたのは大正十四年十二月で、同十五年二
月公設に編入された。創設當初より松尾榮吉組頭の下に大な
る變動なし。組員四十七名である。

第六部、大正九年十一月創立、昭和三年四月公設に編入さ
れた。創設當初澤中民藏組頭に選任され大正十一年十一月澤
下勇次之代り、公設となるに及んで辭任した、器具の變遷

梯子一、提燈三、標旗一、標燈一、水袋三、鎗一である。

(富 合 村)

富合村公設消防組

公設となり村内消防組が統一されたのは昭和二年十二月十
二日である。同日組頭に吉田彌三松任命せられ現任中であ
る。第一部別府、第二部常吉、第三部豊倉、第四部朝妻、の
四部によつて成立して居る。

第一部

昭和二年十二月設置、主なる備品は唧筒一、高張一、標旗
一、吸管一、水囊一〇、焉一二、梯子二、鋸二、斧二、網二、
標旗一、高張一、提燈五〇、スツバナ五、等である。

第二部

昭和二年十二月設置、主なる備品は唧筒一、高張一、標旗
一、運搬車一、水管四、吸管三、焉一一、筒光二、スツバナ
二、振鈴一、等である。

第三部

豊倉は明治二年に雲龍水一臺と其附屬品ホース、手桶等を
購入し總代が組頭の任に當り、部内の戸主全員が消防手とな
つて居た。大正元年七月、新式唧筒を購入し、組織ある消防
組となし、昭和二年十二月公設に認可されたのである。組頭

は大正元年七月より同三年十二月まで岩本定吉、大正四年一月より同六年十二月まで岩本亥二、大正七年一月より同十年十二月まで岩本遠二郎、大正十一年一月より昭和二年十二月まで岩佐龜太郎、が選舉せられて其任に就いて居た。備付器具の主なものは唧筒一、車二、ホース五、振鈴二、纏二、高張一、提灯四九、梯子一、鳶一三、水囊五、筒先一、スツバナ二、望火臺一、等である。

第四部

大正二年二月二十歳以上四十歳迄の男子五十名で私設消防組を組織し、同年八月公設の認可があつた。歴代の組頭は大正二年二月より同九年十二月まで志方永三郎、大正十年一月より昭和二年十二月まで高田治郎吉に至り公設に編入されたのである。備付器具の主なものは唧筒一、運搬車一、ホース五、スツバナ二、イギリス一、吸管一、高張一、標旗二、提灯二〇、鳶一〇、手鳶一、水囊五、振鈴一、梯子一、等である。

(多加野村)

日吉公設消防組

(概要) 日吉青年團と加西郡在郷軍人會の加野村支部員の日吉部内の者と協力により明治四十一年二月、私設日吉消防組を組織したのが、明治四十三年十一月公設となり、昭和

部内戸数は百二十五、人口六百九十であるが、消防組員は組頭一、小頭二、消防手五一、合計五十四名である。今歴代の組頭を擧ぐれば明治四十三年二月より大正三年一月まで廣田音七、大正三年一月より同十二年一月まで小早保治、大正十二年一月より同十四年一月まで仁尾秀次郎、大正十四年一月より昭和三年二月まで高見角次、昭和三年二月より現任藤原儀七である。

器具の變遷を記せば創立當初購入の唧筒一、籠車一、ホース二百五十尺、水囊十、吸水ゴムホース一、鳶十、印半纏五十四、バッヂ五十四、地下足袋五十四、頭巾五十四、高張一、標旗一、鈴一、スツバナ三、筒先一、噴出二、イギリス一、提灯五十四、印鑑一、帳簿五、半鐘一、であつて大正五年にホース三百尺、印半纏五十四赤線入バッヂ地下足袋同數、半鐘一、鳶二、竹梯子一、水源用鶴嘴一を購入し、大正十一年に帽子五十四箇其他數點を購入した。

鍛治屋公設消防組

(概要) 明治三十一年十月十七日の創設で、公設に編入されたのは同四十三年九月である。歴代組頭を擧ぐれば、創設以來岡田善一郎であつたが、明治四十三年二月繁田榮次之れに代り、公設編入と共に、玉田幸四郎となり、明治四十四

三年七月、郡消防協會に加盟したのである。歴代の組頭を擧げれば、明治四十一年二月より同四十二年十二月まで頃安幾次郎、明治四十三年一月より十一月まで増田忠吉、明治四十五年十一月より同四十四年十二月まで増田潔、大正五年一月より大正六年十二月まで増田恒二、大正七年一月より大正八年十二月まで内藤愛三郎、大正九年一月より大正十一年十二月まで衣笠敷三、大正十二年一月より同十四年十二月まで高橋一男、

大正十五年一月より昭和三年三月まで頃安義一、昭和三年三月より現任水谷賢治である。組織部落は池上、野上、満久、島、和泉、山田、西野々で組員は組頭一名、小頭二名、消防手五〇計五三名である。設備器具を擧ぐれば、新式英國型銅製ポンプ一、布製バイブ三五〇尺、運搬車一、吸水管一、水囊二〇、鳶一六、高張一、標旗一、望火臺一、である。

河内公設消防組

(概要) 売に日吉消防組を設置したけれども河内部落は多少隔つた地なので、一朝出火ありたる時よく急に應じがたい、之れ本消防組組織の理由であつた。明治四十三年二月部落共有金を以て唧筒を購入し其後被服、器具を整へ、北部に望火臺を設け、部内寄附金で縣道側に南部望火臺を建造し、年々部落より金六拾圓、多加野村より器具修繕費の補助を受

年八月より大正八年四月まで前田留吉、大正八年の四月より八月まで神田慶三郎、大正九年八月より同十五年四月迄繁田龜太郎、大正十五年四月より現在繁田忠三郎である。組員は現在三十四名。

備付器具は唧筒一、標旗一、提灯二六、梯子二、高張一、法被頭巾三五づゝ、鳶一〇である。

田谷公設消防組

(概要) 明治四十三年私設消防組を設置し、同年十一月多加野公設に編入された。創設當初よりの組頭は、明治四十三年一月より大正四年二月まで岡本多吉、同月より大正八年二月まで小川常作、大正八年二月より同九年二月まで岡本龜五郎、大正九年二月より昭和三年八月まで常峰藤三郎、同月より現任岡本作太郎である。組員三十六名。

消防器具は獨逸型甲唧筒一、ゴム管布水管、管鉗替口付二、ネチ廻五、台車一、纏一、高張一、標旗一、提灯三〇、挺子四、梯子一、布袋一五、鳶一四、手鳶三、熊手二、頭巾一五、消防制服四五、作業服四五、帽子四五、籠車一、外套一〇、唧筒舍一、鐵望火臺一、である。

國正公設消防組

(概要) 明治二十八年十月國正私設消防組を創設した。

公設の認可を受けたのは明治四十三年十二月であつた。創設以來器具は相當整備して居たが現在は、獨逸型一號唧筒一臺とカイコン式唧筒一臺、標旗一、望火臺一、高張一、其他提灯、梯子、法被、帽子等で整頓してゐる。歴代の組頭は明治四十三年十二月より大正三年まで民輪彌三郎、大正三年より大正十一年から同十二年まで井上九一郎、大正十二年より現任長谷川權吉である。

組員は現在四十九名を有す。

(芳田村)

芳田村消防組

(概要) 芳田村には消防組の設置がなかつたので、明樂寺部落の有志相謀り、大正四年四月腕用唧筒並附屬諸具を購入し設備を整へ、直に其筋に公設消防組設置認可の申請をした。同年九月七日付を以て認可を得、爾來漸次に消防器具の整備を圖り、組員服裝の統一を期し、順調に發達してゐる。歴代の組頭は、大正四年九月より同十一年二月まで宇治榮次郎、大正十一年三月より同十三年二月まで荒木作太郎、大正十三年三月より同十五年四月まで小林初治郎、大正十五年四月より昭和三年一月まで宇仁竹次、昭和三年一月より現任荒木俊治である。備付器具は、附屬品完備の唧筒一臺、望火臺

警鐘付一ヶ所、標旗一、高張一、水囊三〇、梯子一、鳶口一二、提灯三四、帽子六三、頭巾一〇、で組員は七十二名である。

(大和村)

大和村公設消防組

(概要) 本消防組は三部から成立つてゐる。第一部柳山寺、第二部中三原、第三部上三原であつて、公設の認可があつたのは大正十四年四月である。私設として設立されたのは柳山寺は大正九年四月二十八日、中三原は大正十年十一月十六日、上三原は大正十一年五月十四日であつた。現今消防組員は百二十六名であつて村内戸數二百三十三、人口一千百八十名に比して組員は充實してゐる。

組頭は橋尾次郎であつたが、昭和三年四月十七日島田亨之れに代つた。器具は部分にすれば左の通り。

第一部……唧筒一、望火臺一、標旗一、高張一、鳶口一五、水囊一三、頭巾五、法被五八、
第二部……唧筒一、望火臺一、標旗一、高張一、鳶口一〇、水囊一〇、法被六〇、
第三部……唧筒一、望火臺一、標旗一、高張一、鳶口一〇、水囊七、法被七一、梯子一、

(西在田村)

西在田村消防組

(概要) 明治四十五年一月十四日若井下組私設消防組、同年五月二十五日若井上組私設消防組が、各其部落有志により創設されたのであつた。それが大正十二年七月五日至つて公設の認可があると同時に、大内部落に公設消防組の認可があつた。翌十三年十二月二十五日上道山、十五年四月二十日上萬願寺に各公設消防組の認可があつた。それが合して西在田村消防組となつたのである。そして今それを五ヶ部として居る。

第一部(若井上組) 備付器具と歴代組頭

唧筒一、標旗一、高張一、信號鐘一、吸水管一、ホース七、水袋三〇、鳶一三、管槍二、梯子一、手提灯五三、頭巾一五、スッパナ六、焼印一、

私設當時の組頭は明治四十五年三月より大正六年七月まで篠倉馬吉、大正六年七月より同七年一月まで和田小三郎、大正七年一月より公設に至るまで小篠禹太郎であつた。組員十五名である。

第二部(若井下組) 備付器具

唧筒一、標旗一、信號鐘一、吸水管一、ホース六、水囊六〇、鳶一四、二叉繼管一、管鎗二、提灯二〇、雜器車一、梯子一、頭巾一八、ネヂ廻六、高張一、並提灯二三、防火用水溜一、望火臺一、消防衣八〇、同小頭用三、であつて、私設

(在田村)

在田村公設消防組

(概要) 第一部上井田、第二部殿原、第三部中富、第四部鴨谷、第五部別所、第六部笹倉、第七部下井田、の七部を以て成立してゐる。

上井田私設消防組が組織されたのは明治三十九年十二月であつて、征露記念として設置したのであつた。公設編入は大正十二年一月であつた。

殿原消防組創設は明治四十五年一月であつて十七歳より三十九歳までの男子で組織してゐるが、創設後間もなく公設の認可を得た。

中富消防組は、中富青年同志會の事業の一部として年々積立金の蓄積をなし來つたのが數百圓に達したので部落内の寄附金と併せて器具購入費とし、明治四十二年私設消防組として設置されたのであつた。大正三年公設編入を承諾し第三部となつたのである。

鴨谷消防組は明治四十五年一月に創設された。之が公設に編入せられたのは大正元年十一月十五日であつた。

別所私設消防組の創設は明治四十五年一月で、公設に編入せられたのは大正元年十二月であつた。

第六部の笹倉は私設として創設されたのは明治四十五年三月で、公設に編入されたのは大正二年であつた。

第七部下井田消防組は昭和三年の創設であつて組員五十三

名である

各部の備付器具と私設當時の歴代組頭を掲ぐれば左の如し。

第一部備付器具及歴代組頭

唧筒一、纏一、標旗一、高張一、提灯四六、ホース五、薦六、梯子一、であつて、組頭は創設時より公設に至るまでは常鎌治であつた。組員五十名である。

第二部備付器具及歴代組頭

唧筒二、纏一、高張一、ホース車一、吸水管一、ホース六、筒先二、ネヂ廻し七、振鉢一、薦口六、提灯五〇、であつて、組頭は創設より大正九年六月まで去來川嘉之助であつた。現在組員五十八名である。

第三部備付器具及歴代組頭

唧筒一、纏一、高張一、管鉗二、鐸一、警鐘一、薦一〇、梯子一、吸水管一、水桶一、提灯一〇、股引六一、帽子六一、頭巾五〇、車力一、法被六一、で、組頭は創設時より公設編入に至る大正二年まで辻良藏であつた。現在組員百六名である。

第四部備付器具

唧筒一、高張一、標旗一、吸水管一、ホース五、薦一二、手薦三、梯子一、水囊二〇、現在組員六十二名である。

第五部備付器具及歴代組頭

唧筒一、高張一、標旗一、吸水管一、水桶一、提灯一〇、股引六一、帽子六一、頭巾五〇、車力一、法被六一、で、組頭は創設時より公設編入に至る大正二年まで辻良藏であつた。現在組員百六名である。

第六部備付器具及歴代組頭

唧筒一、高張一、標旗一、吸水管一、水桶一、提灯一〇、股引六一、帽子六一、頭巾五〇、車力一、法被六一、で、組頭は創設時より公設編入に至る大正二年まで辻良藏であつた。現在組員百六名である。

第七部備付器具及歴代組頭

明治四十三年創設、村内の谷、西谷、窪田、吸谷、西上野の諸部落で設置し、村費の補助を受けて居たのであつたが大正十年九月に西谷は單獨消防組組織の理由で脱退した。組頭は創設より三年餘は坪木常松、次の十ヶ年間は山下貫二就任し、現時は荒瀬常治である。組員は六十名備付器具は唧筒一、望火臺一、標旗一、高張一、其他唧筒附屬品である。

三、西谷消防組

大正十一年九月北部消防組より分離して同月西谷消防組を設置した。組頭一名、小頭二名、消防手四十二名、計四十五名で組織して居る。組頭は石吉藏である。器具は唧筒一、纏一、標旗一、高張一、其他附屬品等

四、坂元青年消防組

大正十一年一月創設、最初の費用は部落の屋臺賣却金と青年積立金とを當てた。組頭一名、小頭二名、消防手三十九名計四十二名で組織してゐる。組頭は創立より大正十四年十二月まで後藤平一、大正十五年一月より現任後藤千太郎である。器具は唧筒一、標旗一、高張一、其他附屬品等

五、南部消防組

明治四十三年四月、市、福居、谷口、吉野の四部落を以て

組織した。唧筒庫は福居字上狹間に置き、組頭二名、小頭四名、消防手六十四名、計七十名の組員を有す。組頭は明治四十三年より四ヶ年間淺井槌三郎、川嶋熊次郎、大正三年より三ヶ年間大門伊作、喜田周太郎、大正六年より四ヶ年間中右千太郎、小東清一、其れについて伊賀爲治、田中幾次郎が就任した。器具の主なものは唧筒一、綱一、標旗一、高張一、ホース車一、其他唧筒附屬品一式完備して居る。

組織した。唧筒庫は福居字上狹間に置き、組頭二名、小頭四名、消防手六十四名、計七十名の組員を有す。組頭は明治四十三年より四ヶ年間淺井槌三郎、川嶋熊次郎、大正三年より三ヶ年間大門伊作、喜田周太郎、大正六年より四ヶ年間中右千太郎、小東清一、其れについて伊賀爲治、田中幾次郎が就任した。器具の主なものは唧筒一、綱一、標旗一、高張一、ホース車一、其他唧筒附屬品一式完備して居る。

賀茂村にある私設消防組

一、山下消防組

大正十三年に東西兩山下に分離してゐた消防組を統一し、山下消防組を設置した。組頭一名、副組頭二名、小頭四名の役員を置き、組員を六十名内外とした。歴代組頭をあぐれば大正十三年一月より一ヶ年間中川俊二、大正十四年一月より一ヶ年間松本政治、大正十五年は山下房治であつた。備付器具は唧筒一、ホース筒先水管附、提灯二八、梯子二、鳶四、被服七〇（三揃）振鈴三、標旗一、高張一、桶一五、である。

二、西横田消防組

明治四十五年二月創設、組頭二名、小頭十名、消防手五十六名、計六十八名で組織して居る。大正十五年現在の組頭は古角源治、古角龜太郎である。備付器具の主なものは唧筒一、ホース五、高張一、標旗一、バケツ三〇、水箱一、鳶一〇、

提灯二〇である。

三、西長消防組

大正十三年六月一日創設、組頭一名、副組頭一名、小頭六名、副小頭六名、消防手六十二名、計七十六名で組織してゐる。組頭は大正十三年一月より同十二月まで玉置嘉輔、大正十四年一月より現任村田眞二である。主な備付器具は唧筒一、望火臺一、標旗一、高張一、其他唧筒の附屬品等である。



ひの者に駆しかけさせ、両手を振り、足拍子とり、

千はやふる、神の恵みの氏子が、願ひは今日の雨一つ、自慢おどりを、いざ踊らう、めでたいか、めでたいか、めでたいか、めでたい～、アハ、～、（洪笑の眞似）

溝川の、湯せきもきれる、大水に、小田の畦越す、越す水見れば、見れば見るほど、氣のよい踊りを、いざ踊らう、めでたいか、めでたいか、めでたい、めでたい、アハ、～、。

と、單調な節でうたひながら踊るのである。そしてそれに、町内各戸から出た人が數十人附き添ふて居て、途中『エーピスカ』『エーピスじや』『ダイコクカ』『ダイコクじや』と囁しながら歩く。かうして唄ひ、踊り、囁しながら、氏神である縣社住吉神社へ先づ参拜し、それから北條町内の各神社を巡拜し、栗田の權現社まで行くのである。この行列もやはり莫産で作つた大旗を數本押し立てゝ居る。

ゆるぎ岩 富田村烟の字いなぎ谷の上にある岩を昔から『ゆるぎ岩』とも『ゆるぎ石』とも云ひ、神石として居る。岩は二つ並んで居るが、東の方の岩は高さ一丈六尺ばかり、上部尖つて中部がふくらんで居る。そのまはりは二丈五六尺もありう。下部は細つてまはり一丈ほどである。この岩の下にまた大きな岩があつて、重ね置いたやうになつて居るのだが、その上方の岩を押すと搖れ動く。ゆるぎ岩の名は即ち

揺れ動く岩との謂である。この岩について傳説がある。

白雉年間法道仙人が印度から日本に渡來し、法華山を開いてから後、播磨國內數十ヶ所に靈所を開いた。その時この畠村にも來て高峯を開き、猿田彦命のお告げによつて伊弉諾尊、伊弉冉尊を祀つた。さうして善人か惡人かを試し、若し惡人



富田村ユルギ岩

あれば善人に還らしめやうと誓ひ、この山の大岩に對つて咒文をとなへ、仙人自ら手をもつてその岩を押し搖がし『後世に至つて貴賤貧富の別なく人若しこゝに來つてこの岩を押し試み、岩が搖いだならばその者は善人である、搖がなかつた

大野綱

嚴然石丈仰天門誰向頂頭着足痕星宿昔聞飛宋國支機今見立何源萬鈞振起如广叱千古災秩未有言他日風雷奮澤雨山靈用爾作雲根

三枝熙

十尋靈石立如錐驚見雲根神斧奇一夫搖撼輕於卯萬馬千手未易移

乳の水 富田村谷の無格社八幡神社の前に湧出する水を昔から靈水であると云ひ傳へて居る。この水の周圍の石に毎朝乳のやうな白いものが附着して居るので『乳の水』と稱し、乳不足の婦人は八幡神社に參拜してこの水を持ち歸つて飲むと必ず乳が多く出ると云つて居る。

才の池 賀茂村西權田の北方にある池を『才の池』と云ふ。これを昔から俗に『雨乞池』とも『尼瞽女池』とも云つて居る。郡内第二の大溜池で、才の池の名はそこの地名才の谷』から名づけたものであるが、この池は昔、王子山と天満山との兩方から落ちこむ水が、捌け口が無くて、自然に谷に溜り、大きな深い淵になつて居たものである。それでその頃、人呼んで『才の淵』と云ひ、もの凄い深淵であつたから、こゝに龍が棲むとか、大蛇が棲むとか云つたものださうである。その、龍が棲むと云ふことについて、一つの傳説がある。

らその者は惡人である。即ち善人來つて押すときはこの岩搖ぐべし。惡人來つて如何に大力を以て押すともこの岩搖がざるべし』と云つた。さうしてまた『この岩を押し試みて動かぬ時は自身に罪障あり、邪念あり、やがては神佛の罰を蒙るべきものと心得、早速伊弉諾、伊弉冉の御社に詣で罪悪を懺悔し、正直慈善のものに立還るべし』と里人に告げて去つた。それから里人が時々此處に來て岩を押し試ると仙人の誓言に聊かの違ひもなかつた。里人はこの岩を靈岩としてあがめた。その事遠境にも聞こえてこの岩に詣るもの多くなつた。この地を今『いなぎ』と云ふのは祭神の伊弉諾から『いなぎの谷』と云つたのを訛つたものである。

と、云つて居る。このゆるぎ岩を詠むた詩歌が昔から隨分あるがその二三を左に記して置く。

ゆるぎ岩 野之口隆正
ゆるぎてもねさしゆるがぬゆるぎ岩ゆるがぬ御世のたぐひなりけり

読み人知らず

み山なるたきのかたえのゆるぎ岩ゆりすきわたる河上の岩動森保義

石壁重々蟠絶頂兀然巨岩聳雲間不知搖動何於歲萬古千秋鎮此山

金の半鐘を、永遠に淵の主に與へて置くのを惜んだが、底知らずと云はれた深い大きな淵の水を干すやうもなく、また、龍神の祟りを恐れもして、そのまゝに幾年もの間過ぎた。ところが、或年の夏、長い間一滴の雨も降らず、焼くやうな日照りがつゝき、何處の川も池も水が涸れ盡きた。何千年の昔から、底を見たことがないと云はれる才の淵も、その時はかかるは水が涸れ、萎れた藻に覆はれた底が其處此處あらはれた。

それを見た里人は、黄金の鐘は底の泥の中に埋まつて居るにちがひない。掘り出すのは今だと云つて、鋤鍬持つて多勢集まり、多人數を恃みに龍神の怒りも怖れず、底の泥を掘りかけた。俄然、空に黒雲漲つて、雷鳴激しく天を震はせ、電光閃々と地を裂くやうに射て、山をも溶き流すやうな大雨が、強烈な風を誇つて降つて來た。天地は忽ち晦冥、その中を稻妻が棲く奔る。山は轟々と鳴る。泥を掘つて居た多くの人々は、恐れおのゝき慌て狼狽へ、こけつ轉びつたりつして、逃げ歸つてしまつたそのあとは、瞬く間に水が満ち、再びもとの蒼々たる深淵となつた。その時から、才の淵の鐘を掘る真似をすれば、如何なる大旱にも必ず雨が降ると云ひだした。後、寛永の元年とかに、何處もが大旱魃で、稻、畑作物は云ふに及ばず、草も樹も枯死し、人畜も斃れるほどになつた。そこで、近郷近郡の者が多勢集まり、その時もう『才の池』と稱したそこの鐘を掘り出しにかゝつた。果して大雨降つて

何處にも水が溢れだした。それから誰云ふとなく、この池を『雨乞池』と稱するやうになり、今でも、大旱魃の時にはこの池の鐘掘りをすれば、必ず雨が降ると云ひ傳へて居る。そして、今一つ奇とすべきことは、この池に棲む鯉の中には、往々一眼のものがある。それは、鯉魚に化した尼僧が、生前一眼を失して居たからだと傳へて居る。

潮の井（俗稱ブツブツ） 賀茂村鎮岩にある。廣さ方三尺ばかりの極めて浅い堀井である。水底から常に水玉を吹いて居る。北條の縣社住吉神社の祭典には御輿を舁ぐ駕輿丁が必ずこの井で身體を淨めることになつて居る。それについての傳説はいろいろあるが、昔、少彦名命が紀伊熊野に行き、大己貴命を懇しく思ひ、熊野浦から潮水を汲みこよに送つた。それ故潮の井と云ひ、この井は朝夕満干があると云ひ傳へて居る。（『町村』賀茂村鎮岩の項及び、『神社』住吉神社の項参考照）

馬蹄石 下里村倉谷と印南郡との界の字駒ヶ爪にある。法道仙人が馬を飛ばした時、その馬の蹄の跡がこゝにのこつたと稱して居る。直經二尺五六寸の石に馬蹄形の凹みがある。

靈石 富合村別府に、石ヶ坪と云ふ處がある。そこに一つの大きな石がある。その石には、靈があると昔から願寺に一人の娘があつて、或る若者と戀し合つた。そして、兩親にも誰にも秘して、末々までも誓ひ合つて居た。そんなことを知らない娘の兩親は、隣村大内の某に娘を嫁入らそうと約束した。娘はそれを拒んでみたものゝ、親の強い權威で説きつけられ、己の秘密を打ち明けることもできず、拒み切るだけの強い意志もなく、遂に嫁すことを承諾した。纏て結婚の當日が來た。娘は胸の悩みと悲哀とを化粧にかくし、美しく着飾り、兩親はじめ、媒介者其他の人々にまもられ、大内へゆくべく夜の道をこの坂の頂まで來た。突如、闇から躍り出たのは娘の愛人であつた。戀を裏切られた怨恨の刃を揮つて、咄嗟に娘を斬り殺した。無惨に斬り放されたその娘の死骸を二つに分けて、埋めたのがこの二つの塚だと云ふ。

また一説には娘を斬つた若者もその場で自害した。それで、一つは娘の塚、一つは若者の塚だと云ふ。何れにしても、この二つの塚は戀の悲劇の紀念である。そして、怨みは永久にこゝにとゞまつて居る。この塚ができる以來、嫁入る者がこゝを通る時、必ず左側の塚（どちらから來ても）の周圍をまはつて、娘の靈を弔ふた後、通過することになつた。が、塚の周圍には年経るに従つて茨や小籠が生ひ繁り、着飾つた花居る。

女斬坂の塚 西在田村萬願寺から在田村赤田の方へ越す

委嘱した。けれども、大正十五年六月、郡役所も亦廢止となつたので、郡視學も自然廢止となり、鳥居氏は着手間もなく本郡を去つた。續いて宮崎氏も教育會長を辭任されたので、柏木清治氏が選出されて教育會長となり、氏は教育會幹事諸氏にはかつて、これを今上陛下御即位大典の記念として刊行することに決し、更めて左の諸氏を編纂委員に擧げた。

北條尋常高等小學校長	渡邊久治
賀茂尋常高等小學校長	神田幸平
下里尋常高等小學校長	前田源治
九會尋常高等小學校長	西浦猪兵衛
富合尋常高等小學校長	大西俊一
日吉尋常高等小學校長	五百藏定一
宇仁尋常小學校長	西浦彦次郎
芳田尋常高等小學校長	廣田知一
大和尋常高等小學校長	大久保與三郎
在田尋常高等小學校長	内橋精一
西在田尋常高等小學校長	井上彌三吉
加西郡各種團體事務所同	廣田卓爾
	長田忠治

右記の前郡會議員、町村長諸氏の多大な後援と、編纂委員諸氏の非常な助力とによつて、昭和四年七月、未だ不完全ながらも本郡誌の稿漸く成つて、上梓するに至つたのである。前記諸氏の勞を深く謝さねばならぬ。
本誌を上梓するに當つて、井上通泰先生が題字を寄せられたことは非常な光榮である。
本誌の裝訂意匠及び扉は柴原稔氏（岡山縣人で姫路師範出身）を煩はした。尙、本誌編纂資料として、諸方より秘藏の古記錄、参考文書等を提供されたこと、本誌の稿を速了するために平位和三郎氏が援助を與へられたこと、これらを併しきに厚く謝意を表す。（編纂者しるす）

さうして左の諸氏に編纂資料蒐集、其他に援助を乞ふことにしたのであつた。

昭和四年九月二十日印刷
昭和四年九月廿五日發行

兵庫縣加西郡教育會

印刷者　日本印刷製本株式會社
大坂市西區阿波座二番町一番地

印刷所　日本印刷製本株式會社
大坂市西區阿波座二番町一番地

83
472

(

終